

# 外国での学習歴を有する者（外国出身志願者）の 出願資格審査（FCE）に関する調査結果報告書

---

最終版

2026年3月（令和8年3月）

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

令和8年3月31日 ウェブサイト掲載

## 目次

はじめに .....	1
第1章 アンケート調査の趣旨と調査方法 .....	3
1. 背景と目的	3
2. 検証する命題と研究課題	3
3. 調査方法	4
4. 研究倫理	5
第2章 全体の傾向 .....	6
1. 事務体制は整備されているか	6
2. 担当職員の勤務経験とスキルアップ研修は充分か	8
3. どのように事務処理・手続きを行っているか	9
4. 審査対象となる外国出身志願者の規模や出身国の分布はどうなっているか	12
5. 出願資格審査は具体的にどのように行われているか	15
第3章 FCEに関する課題 .....	20
1. FCE 関連で回答部署が経験する課題ごとの頻度の比較	21
2. 学部志願者の資格審査における課題(3 層化比較)	22
3. 研究科志願者の資格審査における課題(3 層化比較)	24
4. 資格審査の事務体制の課題	28
5. 学部志願者の資格審査の課題(3 層化比較)	29
6. 研究科志願者の資格審査の課題(3 層化比較)	32
第4章 自由記述分析 .....	37
第5章 まとめと考察 .....	39
1. 調査結果のまとめ	39
2. 考察	40
【資料編】 .....	43
質問項目と単純集計	44
自由記述 I (Q24)	60
自由記述 II (Q30)	64
各高等教育システムにおける FCE 関連情報提供機関	70

## はじめに

大学改革支援・学位授与機構研究開発部では、日本の高等教育機関において、外国での学習歴を有する者の出願資格審査(Foreign Credential Evaluation: FCE)を行うための体制がどれだけ整備されているかを分析し、課題を見きわめるための調査を行った。これは、FCEの現状を把握、整理して高等教育機関に情報を提供するとともに、当機構の内部に設置されている高等教育資格承認情報センター(NIC-Japan)による情報の収集・提供の指針を定めることを最終的な目的とするものである。

本調査は全国の四年制大学の入試担当部署を対象として、2024年8月26日から9月20日にかけてオンラインで実施した。

2025年9月には、その結果をまとめて速報版の報告書を刊行した。またNIC-Japanが従来提供しているセミナーシリーズの一環としてFCE研修特別プログラムを開催し、速報版に掲載のデータを基に参加者との討議を行うことができた。

本報告書(最終版)は、この調査を通して得られた知見を高等教育機関にフィードバックするために公刊するものである。公刊に当たってはデータの分析を深化させ、調査結果を網羅的に掲載したほか、速報版に含まれた若干の数値の誤り等も訂正した。今後データの参照などにおいてはこちらの最終版を用いていただくようお願いする次第である。

我が国のFCEの現状を総合的に把握し、NIC-Japanによるより良い貢献の基盤としたいという調査の趣旨を酌み、業務繁忙の時期に調査にご回答くださった各大学の皆様に改めて心よりお礼を申し上げる。

### 【調査担当者】

大学改革支援・学位授与機構研究開発部

堀田 泰司 (客員教授)

森 利枝 (教授)



# 第1章 アンケート調査の趣旨と調査方法

## 1. 背景と目的

世界の留学生数は、コロナ禍の間に勢いが若干鈍化したものの、着実に増加を続けている。学位の取得を目的とする留学生に限定しても、2000年代初頭に約200万人であったのが2021年には約640万人に達しており、この20年ほどの間におよそ3倍の増加を見ている(Guillierme G. 2023, p.14)。日本の高等教育機関においても、受け入れた留学生の数は2000年には約6万4000人であったのが、2021年には20万人を超え、3倍以上に拡大している(JASSO, 2024, p.1)。

日本政府は、2023年4月に公開された教育未来創造会議第二次提言において、2033年までに留学生の受入れ規模を40万人にまで拡大する計画を発表した(教育未来創造会議, 2023, p.1)。国内の18歳人口の減少を背景に、今後このような政策の影響を受けて、我が国の高等教育機関における留学生受入れの増大は現実になることが見込まれる。

受入れ規模を拡大すれば、留学生の送り出し国や個人の学習歴の多様化なども予想され、各高等教育機関が行う入学資格審査には従来とは異なる発想や実務が求められるようになるだろう。とりわけ多様な学習歴を持つ留学生を受け入れるということは、同時に出願資格に関わる学歴詐称や証明書の偽造、ディグリー・ミル等様々な不正行為に遭遇する機会が増えることをも意味している。これらへの対策はすでに世界中で課題となっているが(Council of Europe, 2025)、我が国の高等教育機関においても同様の問題意識の共有は必須であると考えられる。

本調査は、外国における学習歴を持ち日本の高等教育機関への進学を希望する者に対する我が国の高等教育機関の出願資格審査体制がどのような状況にあるかを把握するため、四年制大学を対象として行われた。ここで把握した現状を基に、各高等教育機関において整備すべき受入れ体制や国の支援制度の在り方を再検討し、政府や教育機関、高等教育関連団体・組織が一丸となって、今後増加が予想される、多様な学習歴を持った外国からの進学希望者を円滑に受け入れるための方策の検討を目的としている。

## 2. 検証する命題と研究課題

日本の留学生受入れの拡大を目指す主要な政策である「留学生10万人計画」が1980年代に始まってから、すでに40年以上が経過している。この間、日本の政府や高等教育機関、各種団体等は留学生の受入れ規模の拡大のために、奨学金、学費助成制度、宿舍、外国語による国際教育、学生交流プログラム等を拡充してきた。さらに日本政府は、国際的な学生及び研究者の流動性の促進を目的とした、国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)による高等教育の資格の承認に関する地域規約および世界規約の推進に呼応して、2017年には「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」(通称「東京規約」)を、2022年には「高等教育の資格の承認に関する世界規約」をそれぞれ締結した(NIC-Japan, 2025)。

これらにより日本において、高等教育機関は「権限のある承認当局」として、外国の教育機関から授与された資格の評定や承認についての決定を公正かつ円滑に行う主体としての責任を持つことが再確認された。しかしその一方で、日本への留学を希望する人々の高等教育機関への出願資格について、各機関で適正な審査を行う体制がまだまだ不十分であることも懸念される。

上記のような問題意識に基づき、本調査が検証する仮説は「日本の高等教育機関は、外国での学習歴を有する者の出願資格審査(Foreign Credential Evaluation: FCE)を行う権限のある承認当局として十分な体制の整備の必要がある」である。そしてこの仮説に即した研究課題(Research Question)として、日本の四年制大学において FCE に関し、

- (1) 事務体制は整備されているか
- (2) 担当職員の勤務経験とスキルアップ研修は充分か
- (3) どのように事務処理・手続きを行っているか
- (4) 審査対象となる外国出身志願者の規模や出身国の分布はどうなっているか
- (5) 出願資格審査は具体的にどのように行われているか

を把握することを設定した。この研究課題に沿って、次節に述べる方法で調査を行った。

### 3. 調査方法

- (1) 実施責任者: 大学改革支援・学位授与機構研究開発部 堀田泰司・森利枝
- (2) サンプル: アンケート調査への回答依頼メールを、全国の大学の入試担当部署(以下 AO) 1,303 部署に送信した。その結果、242 部署の AO から回答が得られた(回収率 18.6%)。

表 1-1. 回答のあった AO の部署数(国公立別)

教育機関のタイプ	回答数
国立大学	59
公立大学	32
私立大学	150
放送大学	1
合計	242

- (3) データ収集方法: 本調査では、Microsoft フォームズによる最大 44 項目からなるアンケート調査票を作成し、前述のとおり対象大学の AO へ直接メールで案内、オンライン回答を依頼した。調査期間は、2024 年 8 月 26 日から 9 月 20 日までで、回収したデータは Excel でデータベース化し、SPSS を用いて分析した。なお、調査においては各大学の FCE に関する実態と実践に関し、2023 年度の状況と、業務の実態に即した意見・見解を得るため質問を行った。

#### 4. 研究倫理

本調査の実施に当たっては、AO への依頼に先立って、2024 年 8 月 13 日に大学改革支援・学位授与機構長に対し、機構の研究倫理委員会による研究倫理審査を出願した。その結果、調査方法が個人情報扱わないことから、2024 年 8 月 23 日に研究倫理審査不要との判断を得た。調査チームとして、調査の実施に当たっては調査回答者の権利を尊重することを確認し、またデータの管理には細心の注意を払っている。

## 第2章:全体の傾向

本調査では、日本の大学が様々な外国出身志願者に対してどのように出願時の資格審査(FCE)を行っているか、前述したとおり以下の5つの観点から質問した。

- (1)事務体制は整備されているか
- (2)担当職員の勤務経験とスキルアップ研修は充分か
- (3)どのように事務処理・手続きを行っているか
- (4)審査となる外国出身志願者の規模や出身国の分布はどうなっているか
- (5)出願資格審査は具体的にどのように行われているか

本章では、これらの項目それぞれについて、回答を寄せた242部署のAOの状況をデータとして示しながら分析することとする。

### 1. 事務体制は整備されているか

まず各機関のAOの規模であるが、図2-1に示したとおり、全体的な職員数は、ばらつきがあるものの、多くは3~11人の体制で全学の入試や学務関連の業務を行っていることが明らかになった。

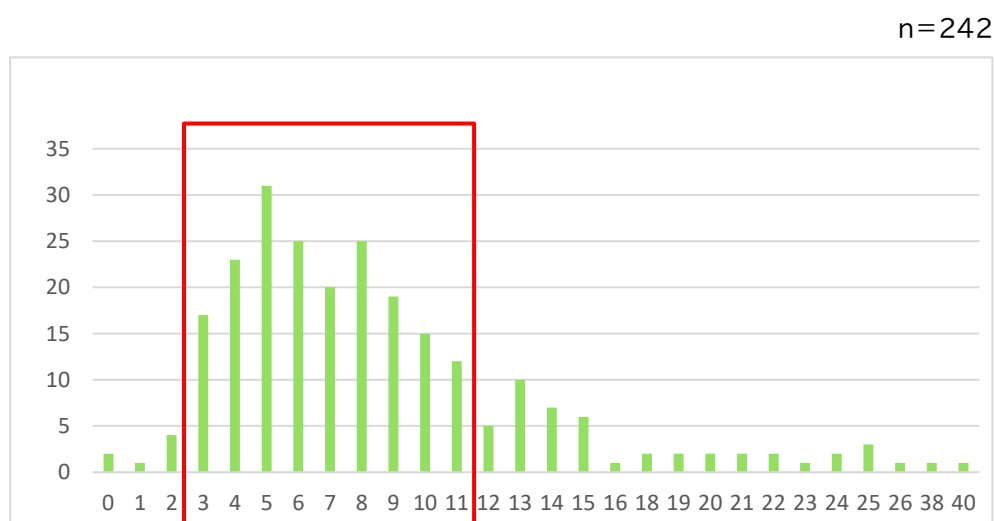


図2-1. 日本のAO職員数

注) 横軸は、各オフィスの規模(スタッフの人数)を表し、縦軸は、回答数を表している

また、2023年度に実際にFCEの業務を行ったAOの約8割が、一般入試関連業務を行う1~5人の職員が同時にFCEも担当したと回答している(表2-1参照)。

表 2-1. AO 内で一般業務と FCE 業務を兼務している職員数

	回答数	有効パーセント	累積パーセント		回答数	有効パーセント	累積パーセント
0人	19	7.9%	7.9%	5人	28	11.6%	88.8%
1人	33	13.6%	21.5%	6~10人	22	9.1%	97.9%
2人	62	25.6%	47.1%	11人以上	5	2.1%	100.0%
3人	40	16.5%	63.6%	合計	242	100.0	
4人	33	13.6%	77.2%				

そして表 2-2 に示すとおり、9 割以上の AO では FCE のみを担当する職員が配置されていないことが判明した。すなわち、日本国内の高等学校等からの入学志願者と外国での学習歴を有する志願者は同じ担当が一連の業務として取り扱っていることが明らかになった。

表 2-2. AO 内で FCE のみを担当する職員数

	回答数	有効パーセント	累積パーセント
0人	224	92.6	92.6
1人	5	2.1	94.6
2人	6	2.5	97.1
3人	3	1.2	98.3
4人	2	0.8	99.2
5人	1	0.4	99.6
6人	1	0.4	100.0
合計	242	100.0	

このことと関連して、表 2-3 に示すとおり、FCE を専門とする「専門員」の配置に関しては、98%の部署で該当する職員は雇用していないと答えている。実際に専門員を配置している AO は、国立大学に 1 部署(1 人配置)、私立大学に 4 部署あるのみで、他は国公立を問わず全く配置していなかった。

ここまで見てきたように、FCE を扱う AO 職員の多くが一般入試の担当を兼務しており、外国の教育システムに関する専門的人材の配置は行われていないことが明らかになった。この点については今回の調査に参加した AO から、大学全体で FCE の特殊性を軽視する傾向があるという指摘がある一方、審査対象となる志願者数が毎年非常に少ないか、もしくは増減が激しいため、専門的知識のある職員を常時配置するのは極めて困難であるという意見も寄せられた。

表 2-3. AO に配置されている「専門員」の人数

	回答数	有効パーセント	累積パーセント
0人	237	97.9	97.9
1人	3 (国立1, 私立2)	1.2	99.2
2人	1 (私立1)	0.4	99.6
11人	1 (私立1)	0.4	100.0
合計	242	100.0	

## 2. 担当職員の勤務経験とスキルアップ研修は充分か

続いて FCE に携わった経験年数を AO 職員全体について尋ねたところ、表 2-4 のとおり、国立と公立大学では 1～2 年の職員が 5～6 割と多いのに対し、私立大学では 5 年以上経験しているベテラン職員が 3 割以上おり、国立大学(約 18%)や公立大学(約 24%)と比べると職員の FCE 業務経験が比較的長いことが明らかになった。私立大学は一般入試の受験者に限っても、様々な形式で志願者を募っているため、入試業務全般に関する職員の事務処理能力・審査経験を重視しているようである。また、ひとつの AO の中で FCE を担当したことがある職員数は、平均すると国立大学が公立大学・私立大学より少ないこともわかった。

表 2-4. FCE 業務を経験した年数ごとの AO 職員数

	1～2年	3～4年	5年以上	延べ合計人数	1部署当たりの平均職員数*
国立大学	92	36	28	156	2.6
	59.0%	23.18%	18.0%	100%	
公立大学	56	36	26	110	3.4
	50.9%	32.7%	23.6%	100%	
私立大学	213	130	174	517	3.4
	41.2%	25.2%	33.7%	100%	
放送大学	1	0	0	1	1
	100.00%	0.00%	0.00%	100%	
合計	362	202	228	792	3.3
	45.7%	25.5%	28.8%	100%	

\* 平均職員数については、国立大学 59 部署、公立大学 32 部署、私立大学 150 部署、放送大学 1 部署でそれぞれのタイプの大学の延べ職員数を割って算出している。

次に、FCE 業務に関連する学内外のスキルアップ研修等を年に何回受けているか尋ねたところ、ほとんどの AO(約 93%)で職員は研修を一切受けていないと回答した(表 2-5 参照)。受けた経験があっても年に 1 回程度が約 7%で、年に 2 回以上となると極めて少ない。

このデータを設置形態別に詳しく見ると、研修に参加していないという回答は国立大学で 98%、公立大学で 94%、私立大学で 90%と、私立大学の AO職員に研修の機会が若干多いことが見て取れるが、おしなべて研修の機会は限定されているといえる。後述するが本調査の自由記述においては、特に若手職員に FCE 業務のノウハウを教えてくれる場が学内外とも極めて少ないため非常に困っているというコメントも回答者から寄せられた。これは大学側の課題であると同時に大学を外部から支援する政府や中間組織の課題でもありと考えられる。

表 2-5. FCE 業務に関連するワークショップや研修(語学研修を除く)への参加状況

	回答数	パーセント
参加していない	224	92.6%
年に1回	16	6.6%
年に2~3回	1	0.4%
年に4回以上	1	0.4%
合計	242	100.0%

以上の結果から、私立大学には専門性の高い職員が若干配置されているものの、日本の大学全体では、全学の入試を担当する職員が研修の機会を得ないまま FCE 業務も行っていることが明らかになった。

### 3. どのように事務処理・手続きを行っているか

次に、AO が取り扱う業務内容や事務処理についての調査結果を報告する。

今回のアンケート調査は、同じ大学でも全学を扱う AO と部局ごとの AO の両方を調査対象に含んでいるが、回答のあった 242 部署のうち全学の FCE を扱っている AO は学部が 7 割以上、研究科が 4 割以上であった(表 2-6 参照)。そして、部局ごとに FCE を扱っている AO は全体の 1~2 割程度であり、外国語だけで学位取得できる国際プログラム担当の AO は、約 4%と限定的であった。

表 2-6. AO で取り扱う FCE 業務の範囲(複数回答)

	回答数	242 部署中の割合
全学の学部教育への外国出身志願者	171	70.7%
全学の大学院教育への外国出身志願者	103	42.6%
一部学部教育への外国出身志願者	29	12.0%
一部大学院教育への外国出身志願者	49	20.2%
外国語による国際教育プログラムへの外国出身志願者	9	3.7%
日本の高校等の卒業(見込み)者のみ	2	0.0%
その他	6	2.5%
回答合計数	369*	

次に審査対象となる外国出身志願者であるが、表 2-7 に示すように、回答した AO の 6～7 割では帰国子女や日本に滞在する日本語学校の在校生であり、日本語で一般入試を受験しようとしていることがわかった。また、海外で受験する外国出身志願者を審査する AO は全体の 2 割前後に留まっていることも明らかになった。

さらに同表より、日本語学校からの進学者と海外の提携校からの推薦入学はともに、割合(%)の大きさが国立<公立<私立という関係にあることも指摘できる。

表 2-7. AO で審査対象となる外国出身志願者のカテゴリ (人)

	国立	公立	私立	全体
国内で実施する一般入試を受ける外国出身志願者	50 (84.7)	26 (81.3)	112 (74.2)	188 (78.0)
日本語学校から進学を希望する外国出身志願者	28 (47.5)	17 (53.1)	110 (72.8)	155 (64.3)
独自の国内入試受験者	6 (10.2)	3 (9.4)	5 (3.3)	14 (5.8)
日本国籍を持ち、外国での学習歴を有する志願者(帰国子女)	32 (54.2)	19 (59.4)	90 (60.0)	141 (58.5)
海外で外国出身志願者専用の入学試験を受験する志願者	13 (22.0)	6 (18.8)	35 (23.2)	54 (22.4)
海外提携校から推薦を受けて進学を希望する外国出身志願者	5 (8.5)	4 (12.5)	34 (22.5)	43 (17.8)
大学が独自に海外で実施する入学試験を受ける外国出身志願者	2 (3.4)	2 (6.3)	14 (9.3)	18 (7.5)
その他	1 (1.7)	2 (6.3)	8 (5.3)	11 (4.6)
合計回答数	137	79	408	624
回答部署数	59	32	151	242

注 1) ( )内の数値は、国公私立別の回答部署数で割ったパーセントである

注 2) 放送大学は私立大学に含まれている

続いて、1件のFCEに要する日数についての質問に対しては、2023年度の審査対象者が不在だった7部署を除くと、表2-8に示したように、1日以内と回答した部署が約5割以上、次いで約3割が1週間以内と回答した。また2週間以内と回答したAOと30日と回答したAOはそれぞれ4~5%存在した。志願者が持つ出願資格の真正性や出身校の設置認可状況等の審査に関しては、案件ごと、あるいはAOの体制ごとに掛かる時間に大きな幅があることがわかった。

表 2-8. FCE に要する平均日数

日数	回答数	パーセント
1日以内	128	54.5%
1週間以内	78	33.2%
2週間以内	12	5.1%
3週間以内	4	1.7%
4週間以内	1	0.4%
30日	10	4.3%
45日	1	0.4%
90日	1	0.4%
合計	235	100.0%

次に、図2-2と2-3はFCEの受付時期と審査の繁忙期を表した図であるが、受付時期も事務処理も4月入学に向けて夏季休暇以降から増えるのがわかる。留学生受入れのための9月入学はまだ一般的ではないことがうかがえる。

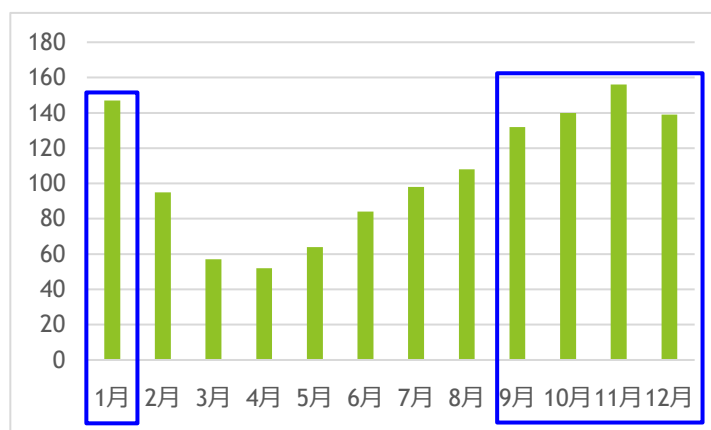


図 2-2. FCE の申請受付時期(複数回答)

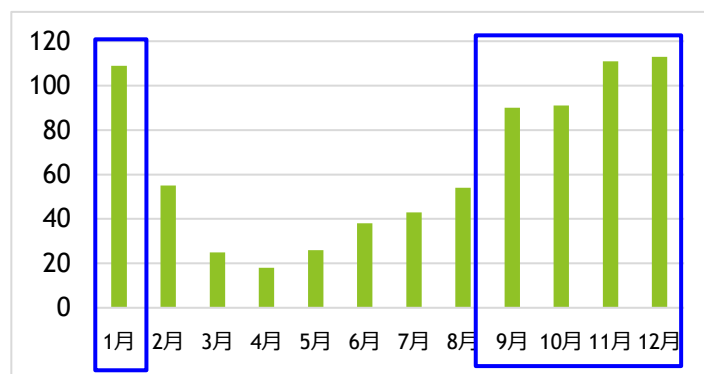


図 2-3. FCE 関連の事務処理が多くなる時期(複数回答)

#### 4. 審査対象となる外国出身志願者の規模や出身国の分布はどうなっているか

表 2-9 と表 2-10 は、回答のあった AO が 2023 年度に審査した外国出身志願者の申請数と入学者数を、学部志願者を担当した 144 部署と研究科志願者を担当した 111 部署に分けて示している。全体的に見て、外国出身志願者の入学率は学部段階の入学が約 35%で、研究科段階の入学が約 47%であった。ただし学部段階でも研究科段階でも、志願者数が増えるごとに入学率が下がる傾向にある。

受入れ規模は AO によってかなり違い、100 人以上の志願者がいる AO だけに関して見ると、平均入学者数は学部で 126.6 人、研究科で 72.7 人であった。

表 2-9. AO で審査(外部委託を含む)した、学部段階の外国出身志願者数と入学者数

n=144

学部志願者数規模	回答部署数	平均入学者数	学部平均入学率
1~9 人	55	1.4	40.8%
10~99 人	61	11.9	33.8%
100 人以上	27	126.6	27.4%
合計	144	29.4	35.3%

表 2-10. AO で審査(外部委託を含む)した、研究科段階の外国出身志願者数と入学者数

n=111

研究科志願者数規模	回答部署数	平均入学者数	研究科平均入学率
1~9 人	55	2.0	52.4%
10~99 人	35	15.7	49.9%
100 人以上	21	72.7	25.3%
合計	111	19.7	46.5%

これら表 2-9 と 2-10 に示した結果をさらに設置者別および大学の所在地の規模(政令指定都市・中核市・その他)の別に分けて分析した。

まず、学部段階の外国出身志願者数で見た場合、年間の審査件数が 100 件以上の AO は国立大学や公立大学よりも私立大学に多く、また指定都市並びに中核市のほうが、「その他」に分類される地方都市の大学よりも多いことがわかる(表 2-11、2-12 参照)。

表 2-11. 学部段階の国公立別外国出身志願者数の比較 n=143\*

		1~9 人	10~99 人	100 人以上	合計
国立大学	度数	10	14	1	25
	%	40.0%	56.0%	4.0%	100.0%
公立大学	度数	7	8	0	15
	%	46.7%	53.3%	0.0%	100.0%
私立大学	度数	38	39	26	103
	%	36.9%	37.9%	25.2%	100.0%
合計	度数	55	61	27	143
	%	38.5%	42.7%	18.9%	100.0%

\*統計分析のため放送大学を除く。

表 2-12. 学部段階の大学の所在地別外国出身志願者数の比較 n=143\*

		1~9 人	10~99 人	100 人以上	合計
指定都市	度数	24	38	18	80
	%	30.0%	47.5%	22.5%	100.0%
中核市	度数	13	7	5	25
	%	52.0%	28.0%	20.0%	100.0%
その他	度数	18	16	4	38
	%	47.4%	42.1%	10.5%	100.0%
合計	度数	55	61	27	143
	%	38.5%	42.7%	18.9%	100.0%

\*統計分析のため放送大学を除く。

一方、研究科段階を見ると、年間 100 件以上を扱う AO が多いのやはり私立大学だが、大学の所在地別では特に指定都市の大学で多いことがわかる(表 2-13、2-14 参照)。

表 2-13. 研究科段階の国公立別外国出身志願者数の比較 n=111

		1~9 人	10~99 人	100 人以上	合計
国立大学	度数	12	14	5	31
	%	38.7%	45.2%	16.1%	100.0%
公立大学	度数	11	7	0	18
	%	61.1%	38.9%	0.0%	100.0%
私立大学	度数	32	14	16	62
	%	51.6%	22.6%	25.8%	100.0%
合計	度数	55	35	21	111
	%	49.5%	31.5%	18.9%	100.0%

\*統計分析のため放送大学を除く。

表 2-14. 研究科段階の大学の所在地別外国出身志願者数の比較

		1~9人	10~99人	100人以上	合計
指定都市	度数	27	20	15	62
	%	43.5%	32.3%	24.2%	100.0%
中核市	度数	9	11	1	21
	%	42.9%	52.4%	4.8%	100.0%
その他	度数	19	4	5	28
	%	67.9%	14.3%	17.9%	100.0%
合計	度数	55	35	21	111
	%	49.5%	31.5%	18.9%	100.0%

\*統計分析のため放送大学を除く。

図 2-4 には、2023 年度に AO が審査の対象とした入学志願者の出身国のうち、志願者数が多かった上位 12 か国を学部段階と研究科段階のそれぞれについて示した。中国からの志願者数は他国を大きく引き離してどちらの段階でも多いことがわかる。

中国以外を見ると、韓国、ベトナム、台湾、アメリカ合衆国、ミャンマー、マレーシア、ネパールは学部学生の受入れが多く、逆にバングラデシュ、タイ、インドは大学院生が多かった。

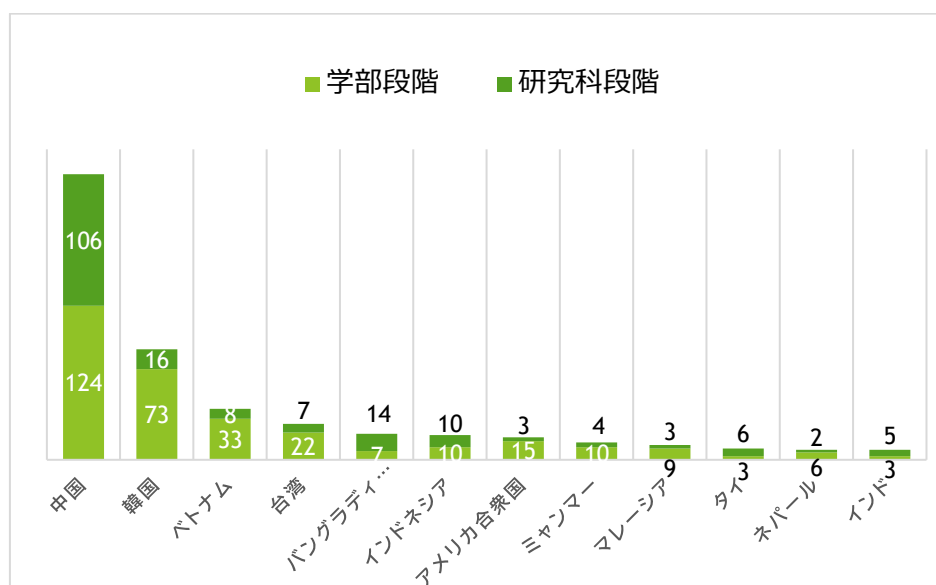


図 2-4. 出身国・地域別の外国出身志願者数(上位 12 国)

また、入学志願者の数で 13 位以下となった国とそれぞれの志願者数は学部段階と研究科段階に分けて表 2-15 に示した。

さらに、242の回答部署中、1部署のみが受け付けた外国出身志願者の出身国は表 2-16 (学部段階)と表 2-17(研究科段階)に示した。全体を通して見ると人数の多寡はあるが、日本の大学は欧州、北米、中央アジア、南アジア、東南アジア、太平洋諸島、オセアニアと、多様な出身地からの入学志願者の資格審査を行っていることが見て取れる。

表 2-15. 出身国・地域別の外国出身志願者数(13 位以下)

国名	学部	研究科	合計
香港	4	1	5
フィリピン	1	2	3
メキシコ	1	2	3
モンゴル	2	1	3
スリランカ	3	0	3
カナダ	3	0	3
ロシア	1	1	2
ナイジェリア	0	2	2
エジプト	0	2	2

表 2-16. 1 部署の AO でのみ出願のあった学部段階の外国出身志願者の出身国

ドイツ	スペイン	ケニア	カナダ
ウズベキスタン	スリランカ	シンガポール	フィジー

表 2-17. 1 部署の AO でのみ出願のあった研究科段階の外国出身志願者の出身国

ウクライナ	英国	フランス	オランダ	ルーマニア
ガーナ	イラン	パキスタン	ラオス	オーストラリア

## 5. 出願資格審査は具体的にどのように行われているか

本調査では、FCE に関わる 5 つ目の観点として、実際の審査方法や判定のための情報収集等についても質問項目を設けた。

まず表 2-18 は、資格審査に使用する証明書の扱いについてである。申請に際して提出を求める資料すべてについてたずねた。回答のあった AO の約 93%は志願者本人から送られる紙媒体で審査している。一方、本人が直接提出した、電子化された証明書も約 46%の AO で審査に使用している。

近年、出身校や出身国政府から公的電子証明書が直接送られてくるようになっているが、日本の大学での受け取りの実態は、本調査によれば、政府からは 9.5%、出身校からは 17.4%と、全体から見るとまだ限定的である。なおこの傾向は紙媒体の書類も同様で、出身校・出身国政府から直接提出を求めるケースは限られている。

また、国際的資格認証専門機関から紙媒体もしくは電子化された証明書が送られてくるケースはどちらも 13%前後であるが、今後このような専門機関の利用が拡大していく可能性は高いと推察される。

表 2-18. 志願者の申請書類の送付元と送付方法(複数回答)

	国立	公立	私立	全体
志願者から直送される紙媒体の書類	55 (93.2)	31 (96.9)	140 (92.7)	226 (93.4)
志願者から電子メール等で直送される電子化された書類	25 (42.4)	15 (46.9)	72 (47.7)	112 (46.3)
出身教育機関直送、紙媒体の書類	8 (13.6)	1 (3.1)	30 (19.9)	39 (16.1)
出身教育機関直送、電子書類	7 (11.9)	2 (6.3)	34 (22.5)	43 (17.8)
出身国の政府から直送される紙媒体の書類	4 (6.8)	1 (3.1)	10 (6.6)	15 (6.2)
出身国の政府直送、電子書類	5 (8.5)	1 (3.1)	17 (11.3)	23 (9.5)
資格認証専門機関による紙媒体の書類	10 (16.9)	3 (9.4)	20 (13.2)	33 (13.6)
資格認証専門機関による電子書類	7 (11.9)	4 (12.5)	20 (13.2)	31 (12.8)
回答合計数	121	58	341	520
回答部署数	59	32	151	242

注 1) ( )内の数値は、国公私立別の回答部署数で割ったパーセントである

注 2) 放送大学は私立大学に含まれている

次に審査の内容について検討したい。表 2-19 が示すように、ほとんどの AO が 12 年の教育課程を修了しているかを確認している。

また約 6 割の AO では書類の真正性や出身校が正規の教育機関であるか等の確認もしていることがわかった。しかしこれは、逆にいえば書類の真正性や出身校の正規性を確認していない AO が約 4 割にのぼる、ということを意味している。

さらに国公私立別に見た場合、公立大学と私立大学では AO の 2～3 割が学生の学力について出願基準を満たすか確認しているのに対し、国立大学では成績に関する審査を AO で行っているのは 8.5%のみで、他は AO 以外で行っていることが明らかになった。

なお申請書類の真正性の確認方法については、回答のあった 89 部署のほとんどが証明書の原本提出を求め、公印や公的サインの有無を確認し、疑わしい書類については大使館に問い合わせるかインターネットで出身校のウェブサイトから情報を入手し確認していることもわかった。

表 2-19. FCE の審査内容(複数回答)

	国立	公立	私立	合計
12年の学校教育の課程を修了しているか	59 *(100)	29 (90.6)	144 (95.4)	233 (96.7)
申請書類の真正性	35 (59.3)	18 (56.3)	92 (60.9)	146 (60.3)
出身校が認可を受けた正規の機関か	35 (59.3)	18 (56.3)	99 (65.6)	152 (62.8)
成績が出願基準に満たしているか	5 (8.5)	9 (28.1)	38 (25.2)	52 (21.1)
合計回答数	134	74	373	583
回答部署数	59	32	151	242

注1) ( )内の数値は、国公私立別の回答部署数で割ったパーセントである

注2) 放送大学は私立大学に含まれている

また、志願者が提出した証明書に基づく出願資格の審査を他機関に依頼しているかという問いに対しては、図 2-5 に示すように、93%の AO が「委託していない」と回答している。

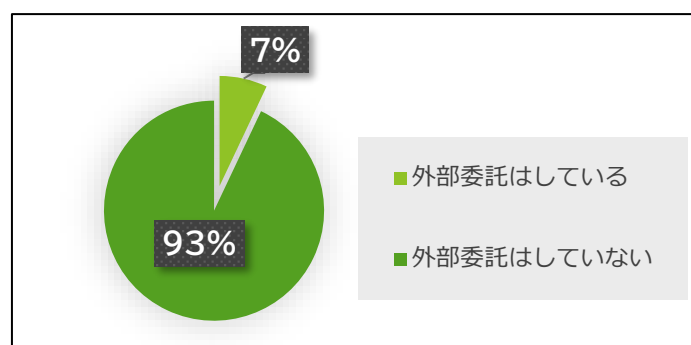


図 2-5. 審査業務(一部または全部)を外部委託している AO の割合

このように、ほとんどの AO が審査業務を自ら行っているが、その際に証明書の真正性をどのように確認しているかについては、8 割以上が本人に確認を取っており、また 4~5 割の AO は日本政府、在日公館、出身日本語学校等へ確認を取っていることが明らかになった(図 2-6 参照)。

また、国内他機関の専門職員や国内の情報・助言サービスについては、回答した AO のうち前者へは 33 部署(13.6%)、後者へは 9 部署(3.7%)が情報や助言を求めているが、全体からみると利用率は非常に低いのが現状であった。

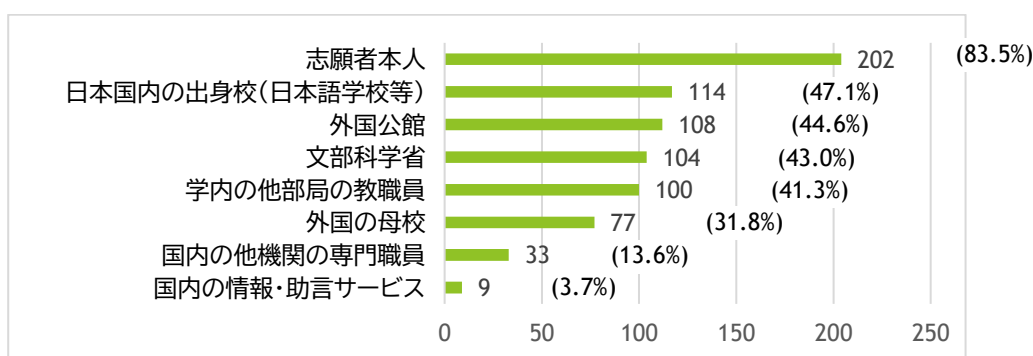


図 2-6. FCE のために利用する情報源(複数回答)

さらに、外国での学習歴を有する入学志願者においては学部・研究科を問わず日本語学校に通学して、大学入学前の準備教育を受けているケースが多いことが知られているため、本調査では大学での審査における日本語学校での学習履歴の扱いについてもたずねた。表 2-20 のとおり、9 割以上の AO で、日本語学校出身の入学志願者に対する特別な出願資格審査の制度を設けておらず、日本語学校等経由の志願者の審査を簡略化しているというケースは低率にとどまった。

前述したように日本語学校からの志願者に対しては、2023 年度に国立・公立の約半数、私立の約 7 割の AO が出願資格審査の実績を有しているが、大学と日本語学校が特別な連携を取って留学生受入れを行っているという実態は今回の調査からは明らかにならなかった。

表 2-20. 渡日して日本語教育機関で学んだ経験のある出願者の資格審査を簡略化しているか

n=242

	回答数	242 部署中の割合
日本語教育機関で学んだ経験があっても審査は簡略化していない	228	94.2%
日本語学校で学んだ経験のある者の審査は簡略化している	8	3.3%
大学の別科などで学んだ経験のある者の審査は簡略化している	9	3.7%
合計	245	100%

これらのほか、件数は限定的であるが、海外の資格承認情報センター等を利用するケースもある(図2-7 参照)。

これらの資格承認情報センター等のうち、中国の CSSD では、全ての高校並びに高等教育機関の各種証明書が電子化・格納されており、個人の記録を公的に確認できる。回答のあった AO のうち、CSSD を利用した経験があるのは38部署であり、2022年にCSSDに業務が移行する前の CDGDC の利用経験を含めると 50 部署だった。その一方で、中国以外の政府機関や国際機関のサイトやサービスの利用は極めて限定的であることも判明した。

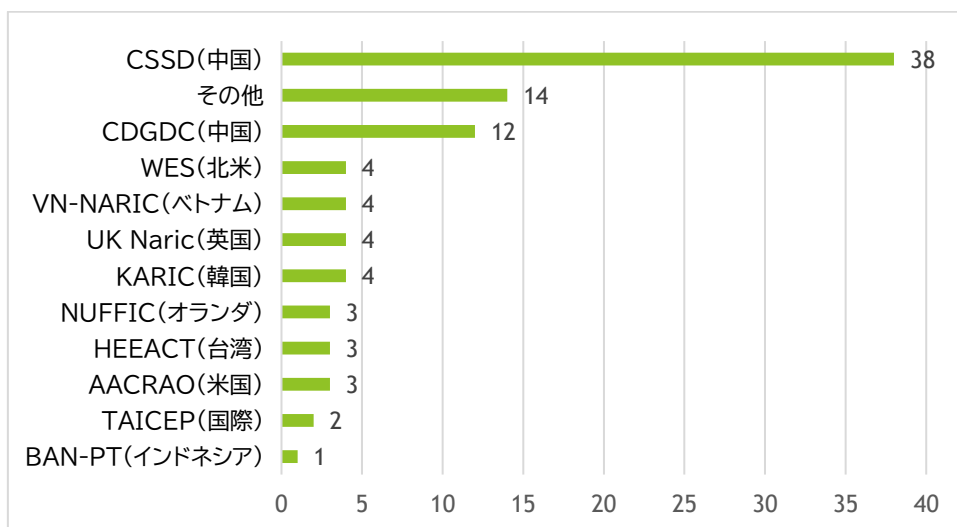


図 2-7. FCE のための情報源として利用経験のある諸外国のサービス(複数回答)

注) 表中の機関については、【資料編】「各高等教育システムにおける FCE 関連情報提供機関」を参照のこと

以上のように、日本の四年制大学の AO が置かれている状況は、FCE 業務に関して必ずしも充実した環境とは言えない。

しかし一般に知られているように、日本の四年制大学では、外国出身の入学志願者であっても日本語の能力を身に付けたうえで一般の入学者募集枠に出願するケースが多い、というのがこれまでの実態であった。また個人の学力は入学試験を通して審査されるため、むしろ学力によるスクリーニングの機能が重視され、ここまで概観してきたように FCE の機能は多くの大学で必ずしも重視されずにいたのではないかと推察される。

また現段階では、受入れ留学生数の急激な増加は見られるものの、その多くは一部の高等教育機関に集中し、小規模な大学や地方大学では入学を希望する外国出身志願者が数の上で限定的であることが多かったため、専門職員を配置しなくても個々のケースの審査は可能であると考えられてきた状況も併せて推測できる。このように FCE のための体制整備の状況は、大学の特性によって偏差が大きいことが示唆された。

### 第3章 FCE に関する課題

本章では、FCE を行う上でどのようなことが課題なのか、また事務処理を向上させるためには何が必要なのか、調査結果を基に考察していく。

#### 1. FCE 関連で回答部署が経験する課題ごとの頻度の比較

この問題を調査するにあたって、まず AO が日頃抱える「困難を感じるケース」として次の 8 つを想定した。

- (A) 志願者が複数の国(地域)で学校教育を受けている
- (B) 志願者が外国において卒業・修了した学校が当該国において正規のものであるかが不明である
- (C) 証明書等の提出書類の真正性が明確でない(偽造が疑われる)
- (D) 志願者が外国において修了した学校教育の課程が、入学資格に必要な年数を満たしているかが明確でない
- (E) 志願者が当該機関に在籍・卒業した事実が確認できない
- (F) 当該国の教育制度や学校教育について、信頼できる情報が少ない
- (G) 当該国の教育制度や学校制度について、情報の入手方法・情報源がわからない
- (H) 部署内で対応できる言語で入手できる情報が少ない

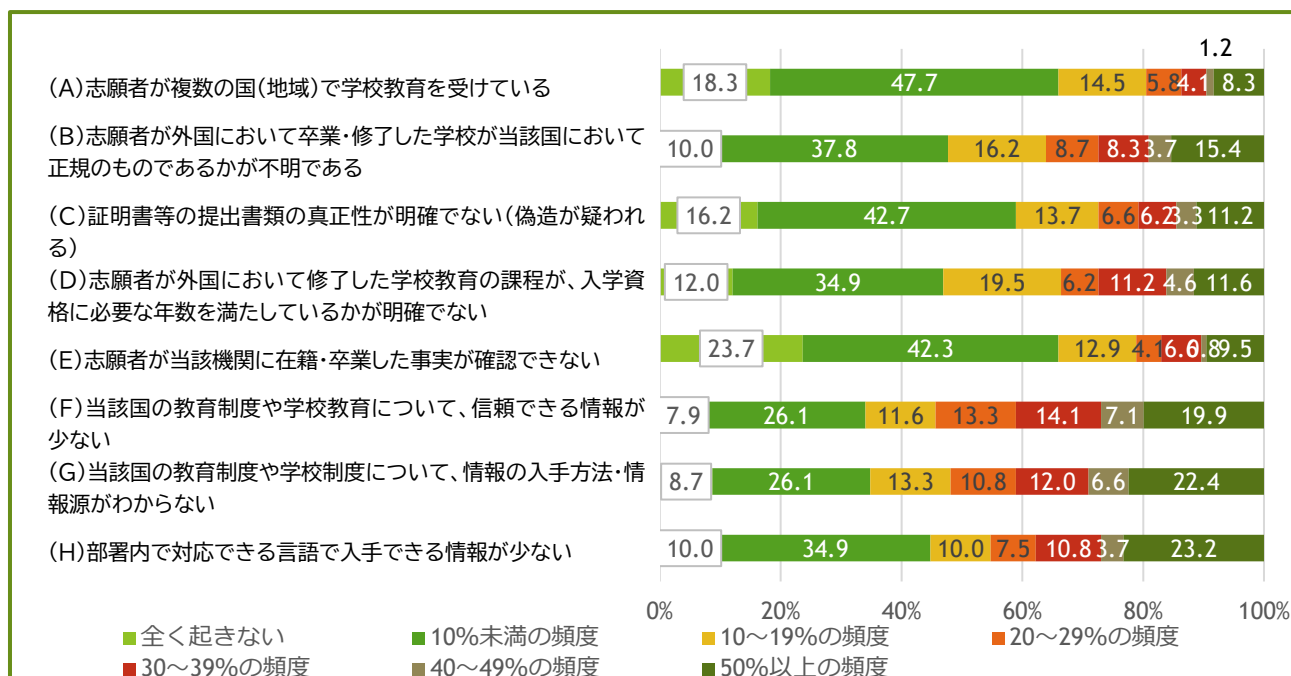


図 3-1. AO にとって「困難を感じるケース」の発生頻度

図 3-1 は、上記 8 つのケースの頻度分布を示したものである。まず目につくのは、(F)「信頼できる情報が少ない」、(G)「情報の入手方法・情報源がわからない」、(H)「部署内で対応できる言語の情報が少ない」、の 3 つに対し、約 4 割が 30% 以上の頻度で問題が起きると回答していることである。信頼できる情報の有無よりその情報の入手方法がわからないという点が大きな課題となっているようである。

逆に半数以上が頻度 0~10% 未満だったのは、(A)「複数の国(地域)で学校教育を受けている」(出身国(地域)で学校教育を受けている証明が明確でない)、(C)「書類の真正性が明確でない(偽造が疑われる)」、(E)「当該機関に在籍・卒業した事実が確認できない」という 3 つであった。このことから半数以上の AO では、志願者が提出する学業成績・資格証明書に関して疑念を持つということをおもいに経験していないことがわかる。一般に、異なる国の制度によって認定された教育資格を判定するにあたっては、提出書類の偽造やディグリー・ミルによる発行を疑う機会が相当の頻度であることが想定される。実際にそういったケースはまれということなのか、あるいは単にそのような疑義を持つに至る専門的な知見が共有されていないためなのか、この点については今回の調査では実態を明らかにできなかった。今後さらに聞き取り調査などを行い、背景の詳細を把握する必要がある。

## 2. 学部志願者の資格審査における課題(3 層化比較)

ここまで述べてきた「困難を感じるケース」については、回答のあった AO を志願者数の規模に応じて、年間 1~9 人を小規模、10~99 人を中規模、100 人以上を大規模と 3 層化し、さらに扱う志願者が学部の場合と研究科の場合に分けて、各課題について傾向を分析した。なお、学部志願者数の「100 人以上」には、104~2,668 人と回答した AO を分類した。

はじめに、学部志願者の資格審査を扱う 144 部署では、問題の起きる頻度が 30% 以上という回答が 4 割前後と高かった課題は (F)、(G)、(H) で、前述の全体の傾向と同じだった。それぞれの全体での割合を表 3-6、3-7、3-8 で順に見ると、(F) が約 42%、(G) が約 41%、(H) が約 36% なのだが、志願者規模で分けてそれぞれの傾向を見ると、いずれも大規模グループの割合が全体の平均より低いことがわかる。これは大規模グループがスタッフの人数も多く、過去の志願者の記録(蓄積データ)を活用しているため、困難の発生をある程度回避できるためと推測される。

その他のケースでは、(D)「学校教育の課程が必要な年数を満たしているか明確でない」が、全体では 28% である中、大規模グループだけが 15% と少なく、小・中規模グループに比べると多様な志願者に対応できていることがわかった(表 3-4 参照)。

反対に (E)「当該機関に在籍・卒業した事実が確認できない」については、全体が約 19% であるのに対し、大規模グループだけが 37% となっており、志願者の在籍・卒業の確認では、小・中規模グループに比べると苦慮するケースが多いことが判明した(表 3-5 参照)。志願者数が多い分、確認作業も多様化し、確認が困難な場合が増えるのかもしれない。

表 3-1. (A)志願者が、複数の国(地域)で学校教育を受けている

		全く起さない	10% 未 満の頻度	10~ 19% の 頻度	20~ 29% の 頻度	30~ 39% の 頻度	40~ 49% の 頻度	50% 以 上の頻度	30% 以 上の合計	合計
1~9人	度数	11	21	9	3	1	2	8		55
	%	20.0%	38.2%	16.4%	5.5%	1.8%	3.6%	14.5%	19.9%	100.0%
10~99人	度数	7	37	10	2	5	0	1		62
	%	11.3%	59.7%	16.1%	3.2%	8.1%	0.0%	1.6%	9.7%	100.0%
100人以上	度数	3	14	5	2	1	1	1		27
	%	11.1%	51.9%	18.5%	7.4%	3.7%	3.7%	3.7%	11.1%	100.0%
合計	度数	21	72	24	7	7	3	10		144
	%	14.6%	50.0%	16.7%	4.9%	4.9%	2.1%	6.9%	13.9%	100.0%

表 3-2. (B)志願者が外国において卒業・修了した学校が当該国において正規のものであるかが不明である

		全く起さない	10% 未 満の頻度	10~ 19% の 頻度	20~ 29% の 頻度	30~ 39% の 頻度	40~ 49% の 頻度	50% 以 上の頻度	30% 以 上の合計	合計
1~9人	度数	7	19	5	5	3	1	15		55
	%	12.7%	34.5%	9.1%	9.1%	5.5%	1.8%	27.3%	34.6%	100.0%
10~99人	度数	3	25	9	8	7	5	5		62
	%	4.8%	40.3%	14.5%	12.9%	11.3%	8.1%	8.1%	27.5%	100.0%
100人以上	度数	2	8	6	1	3	3	4		27
	%	7.4%	29.6%	22.2%	3.7%	11.1%	11.1%	14.8%	14.8%	100.0%
合計	度数	12	52	20	14	13	9	24		144
	%	8.3%	36.1%	13.9%	9.7%	9.0%	6.3%	16.7%	32.0%	100.0%

表 3-3. (C)証明書等の提出書類の真正性が明確でない(偽造が疑われる)

		全く起さない	10% 未 満の頻度	10~ 19% の 頻度	20~ 29% の 頻度	30~ 39% の 頻度	40~ 49% の 頻度	50% 以 上の頻度	30% 以 上の合計	合計
1~9人	度数	11	22	6	4	1	2	9		55
	%	20.0%	40.0%	10.9%	7.3%	1.8%	3.6%	16.4%	21.8%	100.0%
10~99人	度数	8	27	11	3	8	2	3		62
	%	12.9%	43.5%	17.7%	4.8%	12.9%	3.2%	4.8%	20.9%	100.0%
100人以上	度数	2	11	4	5	0	3	2		27
	%	7.4%	40.7%	14.8%	18.5%	0.0%	11.1%	7.4%	18.5%	100.0%
合計	度数	12	52	20	14	13	9	24		144
	%	8.3%	36.1%	13.9%	9.7%	9.0%	6.3%	16.7%	32.0%	100.0%

表 3-4. (D)志願者が外国において修了した学校教育の課程が、入学資格に必要な年数を満たしているかが明確でない

		全く起き ない	10% 未 満の頻度	10~ 19% の 頻度	20~ 29% の 頻度	30~ 39% の 頻度	40~ 49% の 頻度	50% 以 上の頻度	30% 以 上の合計	合計
1~9人	度数	10	15	7	5	4	2	12		55
	%	18.2%	27.3%	12.7%	9.1%	7.3%	3.6%	21.8%	32.7%	100.0%
10~99人	度数	5	26	11	2	8	6	4		62
	%	8.1%	41.9%	17.7%	3.2%	12.9%	9.7%	6.5%	29.1%	100.0%
100人以上	度数	3	9	11	0	1	3	0		27
	%	11.1%	33.3%	40.7%	0.0%	3.7%	11.1%	0.0%	14.8%	100.0%
合計	度数	18	50	29	7	13	11	16		144
	%	12.5%	34.7%	20.1%	4.9%	9.0%	7.6%	11.1%	27.7%	100.0%

表 3-5. (E)志願者が当該機関に在籍・卒業した事実が確認できない

		全く起き ない	10% 未 満の頻度	10~ 19% の 頻度	20~ 29% の 頻度	30~ 39% の 頻度	40~ 49% の 頻度	50% 以 上の頻度	30% 以 上の合計	合計
1~9人	度数	12	22	4	2	4	2	9		55
	%	21.8%	40.0%	7.3%	3.6%	7.3%	3.6%	16.4%	27.0%	100.0%
10~99人	度数	11	28	9	4	5	0	5		62
	%	17.7%	45.2%	14.5%	6.5%	8.1%	0.0%	8.1%	16.2%	100.0%
100人以上	度数	0	8	4	5	3	1	6		27
	%	0.0%	29.6%	14.8%	18.5%	11.1%	3.7%	22.2%	37.0%	100.0%
合計	度数	27	66	18	6	11	2	14		144
	%	18.8%	45.8%	12.5%	4.2%	7.6%	1.4%	9.7%	18.7%	100.0%

表 3-6. (F)当該国の教育制度や学校教育について、信頼できる情報が少ない

		全く起き ない	10% 未 満の頻度	10~ 19% の 頻度	20~ 29% の 頻度	30~ 39% の 頻度	40~ 49% の 頻度	50% 以 上の頻度	30% 以 上の合計	合計
1~9人	度数	8	12	4	7	8	3	13		55
	%	14.5%	21.8%	7.3%	12.7%	14.5%	5.5%	23.6%	43.6%	100.0%
10~99人	度数	2	19	6	8	10	8	9		62
	%	3.2%	30.6%	9.7%	12.9%	16.1%	12.9%	14.5%	43.5%	100.0%
100人以上	度数	0	8	4	5	3	1	6		27
	%	0.0%	29.6%	14.8%	18.5%	11.1%	3.7%	22.2%	37.0%	100.0%
合計	度数	10	39	14	20	21	12	28		144
	%	6.9%	27.1%	9.7%	13.9%	14.6%	8.3%	19.4%	42.3%	100.0%

表 3-7. (G)当該国の教育制度や学校制度について、情報の入手方法・情報源がわからない

		全く起きない	10% 未満の頻度	10~19% の頻度	20~29% の頻度	30~39% の頻度	40~49% の頻度	50% 以上の頻度	30% 以上の合計	合計
1~9人	度数	8	11	4	8	7	3	14		55
	%	14.5%	20.0%	7.3%	14.5%	12.7%	5.5%	25.5%	43.7%	100.0%
10~99人	度数	3	16	11	4	11	7	10		62
	%	4.8%	25.8%	17.7%	6.5%	17.7%	11.3%	16.1%	45.1%	100.0%
100人以上	度数	1	9	4	6	1	0	6		27
	%	3.7%	33.3%	14.8%	22.2%	3.7%	0.0%	22.2%	25.9%	100.0%
合計	度数	12	36	19	18	19	10	30		144
	%	8.3%	25.0%	13.2%	12.5%	13.2%	6.9%	20.8%	40.9%	100.0%

表 3-8. (H)部署内で対応できる言語で入手できる情報が少ない

		全く起きない	10% 未満の頻度	10~19% の頻度	20~29% の頻度	30~39% の頻度	40~49% の頻度	50% 以上の頻度	30% 以上の合計	合計
1~9人	度数	6	16	4	8	4	1	16		55
	%	10.9%	29.1%	7.3%	14.5%	7.3%	1.8%	29.1%	38.1%	100.0%
10~99人	度数	4	20	10	4	11	5	8		62
	%	6.5%	32.3%	16.1%	6.5%	17.7%	8.1%	12.9%	38.7%	100.0%
100人以上	度数	1	14	2	3	2	0	5		27
	%	3.7%	51.9%	7.4%	11.1%	7.4%	0.0%	18.5%	25.9%	100.0%
合計	度数	11	50	16	15	17	6	29		144
	%	7.6%	34.7%	11.1%	10.4%	11.8%	4.2%	20.1%	36.1%	100.0%

### 3. 研究科志願者の資格審査における課題(3層化比較)

続いて、同様の視点から研究科志願者の審査を扱う 111 部署が「困難を感じるケース」の傾向を検討する。なお、大規模グループ(100人以上)には、研究科志願者数が 104~1000 人であると回答した大学を分類した。

はじめに、学部段階で問題の発生頻度が高かった (F)、(G)、(H)について見てみよう。(F)については表 3-14 より、頻度 30%以上が中規模グループで 54%と、他の 2 つのグループより明らかに頻度が高いのがわかる。しかし(G)と(H)については、表 3-15 と表 3-16 から明らかなように、大規模グループにおける頻度 30%以上の割合がいずれも 19%程度であって、他の 2 つが 40~50%なのに比べるととても頻度が低い傾向にある。

表 3-15 と表 3-16 の結果については、学部志願者の場合と同様に、事務体制の規模や蓄積データの違いが原因と予想できる。これに対して表 3-14 の結果は、研究科志願者の審査を当該研究科が分担して行っているのか、本部の入試課が集約して行っているの

かの違いが影響している可能性がある。これについては今後も調査を継続する必要がある。

そのほか、(A)「複数の国(地域)で学校教育を受けている」(表 3-9)と (E)「当該機関に在籍・卒業した事実が確認できない」(表 3-13)については、頻度 30%以上が全体で 10%前後であり、頻度はどのグループも高くない。そして、(B)「学校が当該国において正規のものか不明である」(表 3-10)と (C)「書類の真正性が明確でない」(表 3-11)では、3グループのいずれも頻度 30%以上が 20～30%台で傾向にあまり差がない。

これらに対し、(D)「学校教育の課程が必要な年数を満たしているか明確でない」(表 3-12)の頻度 30%の割合は、中規模グループだけが約 40%と高く、反対に大規模グループは約 9%と非常に低い。この傾向についても今後調査を継続して背景を把握する必要がある。

表 3-9. (A)志願者が、複数の国(地域)で学校教育を受けている

		全く起さない	10% 未満の頻度	10～19% の頻度	20～29% の頻度	30～39% の頻度	40～49% の頻度	50% 以上の頻度	30% 以上の合計	合計
1～9人	度数	17	27	5	1	2	1	2		55
	%	30.9%	49.1%	9.1%	1.8%	3.6%	1.8%	3.6%	9.0%	100.0%
10～99人	度数	6	16	9	2	0	0	2		35
	%	17.1%	45.7%	25.7%	5.7%	0.0%	0.0%	5.7%	5.7%	100.0%
100人以上	度数	0	14	3	2	0	1	1		21
	%	0.0%	66.7%	14.3%	9.5%	0.0%	4.8%	4.8%	9.6%	100.0%
合計	度数	23	57	17	5	2	2	5		111
	%	20.7%	51.4%	15.3%	4.5%	1.8%	1.8%	4.5%	8.1%	100.0%

表 3-10. (B)志願者が外国において卒業・修了した学校が当該国において正規のものであるかが不明である

		全く起さない	10% 未満の頻度	10～19% の頻度	20～29% の頻度	30～39% の頻度	40～49% の頻度	50% 以上の頻度	30% 以上の合計	合計
1～9人	度数	7	22	8	7	5	0	6		55
	%	12.7%	40.0%	14.5%	12.7%	9.1%	0.0%	10.9%	20.0	100.0%
10～99人	度数	4	13	6	1	5	2	4		35
	%	11.4%	37.1%	17.1%	2.9%	14.3%	5.7%	11.4%	31.4	100.0%
100人以上	度数	0	7	8	1	1	2	2		21
	%	0.0%	33.3%	38.1%	4.8%	4.8%	9.5%	9.5%	23.8	100.0%
合計	度数	11	42	22	9	11	4	12		111
	%	9.9%	37.8%	19.8%	8.1%	9.9%	3.6%	10.8%	24.3	100.0%

表 3-11. (C)証明書等の提出書類の真正性が明確でない(偽造が疑われる)

		全く起さない	10% 未満の頻度	10~19% の頻度	20~29% の頻度	30~39% の頻度	40~49% の頻度	50% 以上の頻度	30% 以上の合計	合計
1~9人	度数	14	20	5	4	7	1	4		55
	%	25.5%	36.4%	9.1%	7.3%	12.7%	1.8%	7.3%	21.8	100.0%
10~99人	度数	4	14	8	2	2	1	4		35
	%	11.4%	40.0%	22.9%	5.7%	5.7%	2.9%	11.4%	20.0	100.0%
100人以上	度数	0	13	2	1	1	2	2		21
	%	0.0%	61.9%	9.5%	4.8%	4.8%	9.5%	9.5%	23.8	100.0%
合計	度数	18	47	15	7	10	4	10		111
	%	16.2%	42.3%	13.5%	6.3%	9.0%	3.6%	9.0%	21.6	100.0%

表 3-12. (D)志願者が外国において修了した学校教育の課程が、入学資格に必要な年数を満たしているかが明確でない

		全く起さない	10% 未満の頻度	10~19% の頻度	20~29% の頻度	30~39% の頻度	40~49% の頻度	50% 以上の頻度	30% 以上の合計	合計
1~9人	度数	10	21	8	4	9	0	3		55
	%	18.2%	38.2%	14.5%	7.3%	16.4%	0.0%	5.5%	26.9	100.0%
10~99人	度数	4	11	4	2	4	4	6		35
	%	11.4%	31.4%	11.4%	5.7%	11.4%	11.4%	17.1%	39.9	100.0%
100人以上	度数	1	11	6	1	0	1	1		21
	%	4.8%	52.4%	28.6%	4.8%	0.0%	4.8%	4.8%	9.6	100.0%
合計	度数	15	43	18	7	13	5	10		111
	%	13.5%	38.7%	16.2%	6.3%	11.7%	4.5%	9.0%	25.2	100.0%

表 3-13. (E)志願者が当該機関に在籍・卒業した事実が確認できない

		全く起さない	10% 未満の頻度	10~19% の頻度	20~29% の頻度	30~39% の頻度	40~49% の頻度	50% 以上の頻度	30% 以上の合計	合計
1~9人	度数	17	21	8	0	5	1	3		55
	%	30.9%	38.2%	14.5%	0.0%	9.1%	1.8%	5.5%	16.4	100.0%
10~99人	度数	6	15	7	3	0	0	4		35
	%	17.1%	42.9%	20.0%	8.6%	0.0%	0.0%	11.4%	11.4	100.0%
100人以上	度数	6	12	1	1	0	0	1		21
	%	28.6%	57.1%	4.8%	4.8%	0.0%	0.0%	4.8%	4.8	100.0%
合計	度数	29	48	16	4	5	1	8		111
	%	26.1%	43.2%	14.4%	3.6%	4.5%	0.9%	7.2%	12.6	100.0%

表 3-14. (F)当該国の教育制度や学校教育について、信頼できる情報が少ない

		全く起さない	10% 未満の頻度	10~19% の頻度	20~29% の頻度	30~39% の頻度	40~49% の頻度	50% 以上の頻度	30% 以上の合計	合計
1~9人	度数	7	14	7	8	8	2	9		55
	%	12.7%	25.5%	12.7%	14.5%	14.5%	3.6%	16.4%	34.5	100.0%
10~99人	度数	1	9	4	2	3	7	9		35
	%	2.9%	25.7%	11.4%	5.7%	8.6%	20.0%	25.7%	54.3	100.0%
100人以上	度数	0	8	3	5	3	0	2		21
	%	0.0%	38.1%	14.3%	23.8%	14.3%	0.0%	9.5%	23.8	100.0%
合計	度数	8	31	14	15	14	9	20		111
	%	7.2%	27.9%	12.6%	13.5%	12.6%	8.1%	18.0%	38.7	100.0%

表 3-15. (G)当該国の教育制度や学校制度について情報の入手方法・情報源がわからない

		全く起さない	10% 未満の頻度	10~19% の頻度	20~29% の頻度	30~39% の頻度	40~49% の頻度	50% 以上の頻度	30% 以上の合計	合計
1~9人	度数	7	13	8	5	8	4	10		55
	%	12.7%	23.6%	14.5%	9.1%	14.5%	7.3%	18.2%	40.0	100.0%
10~99人	度数	3	8	3	3	4	4	10		35
	%	8.6%	22.9%	8.6%	8.6%	11.4%	11.4%	28.6%	51.4	100.0%
100人以上	度数	1	8	2	6	0	1	3		21
	%	4.8%	38.1%	9.5%	28.6%	0.0%	4.8%	14.3%	19.1	100.0%
合計	度数	11	29	13	14	12	9	23		111
	%	9.9%	26.1%	11.7%	12.6%	10.8%	8.1%	20.7%	39.6	100.0%

表 3-16. (H)部署内で対応できる言語で入手できる情報が少ない

		全く起さない	10% 未満の頻度	10~19% の頻度	20~29% の頻度	30~39% の頻度	40~49% の頻度	50% 以上の頻度	30% 以上の合計	合計
1~9人	度数	7	21	5	1	8	1	12		55
	%	12.7%	38.2%	9.1%	1.8%	14.5%	1.8%	21.8%	38.1	100.0%
10~99人	度数	3	10	4	4	4	1	9		35
	%	8.6%	28.6%	11.4%	11.4%	11.4%	2.9%	25.7%	40.0	100.0%
100人以上	度数	2	10	3	2	2	0	2		21
	%	9.5%	47.6%	14.3%	9.5%	9.5%	0.0%	9.5%	19.0	100.0%
合計	度数	12	41	12	7	14	2	23		111
	%	10.8%	36.9%	10.8%	6.3%	12.6%	1.8%	20.7%	35.1	100.0%

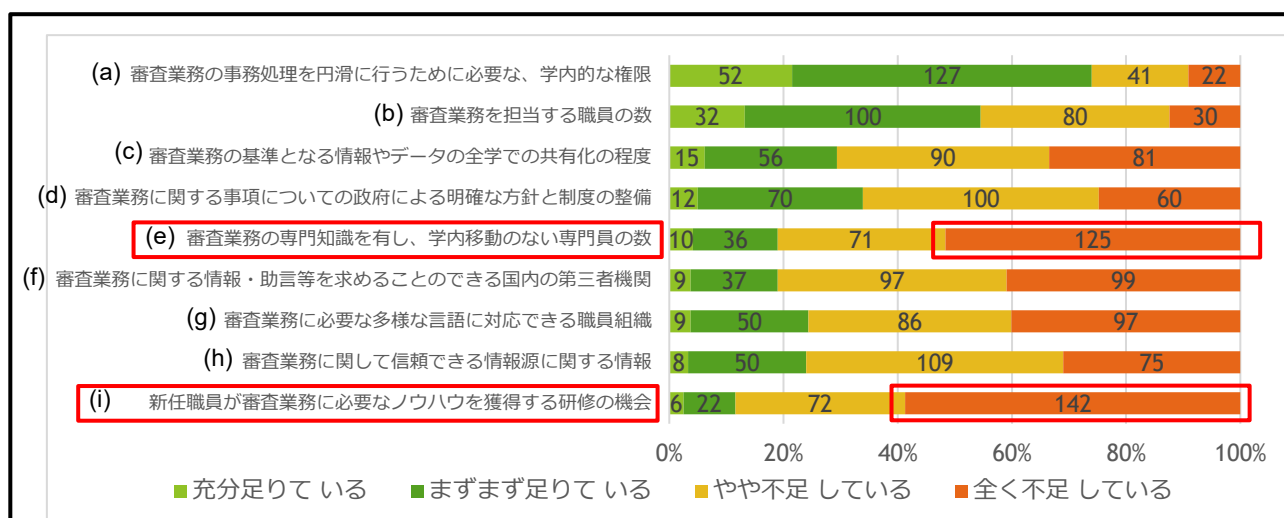
#### 4. 資格審査の事務体制の課題

次に、事務体制の課題について、本調査では次の9つの要素を提示して、充足の度合いに関する認識をたずねた。

- (a) 審査業務の事務処理を円滑に行うために必要な、学内的な権限
- (b) 審査業務を担当する職員の数
- (c) 審査業務の基準となる情報やデータの全学での共有化の程度
- (d) 審査業務に関する事項についての政府による明確な方針と制度の整備
- (e) 審査業務の専門知識を有し、学内移動のない専門員の数
- (f) 審査業務に関する情報・助言等を求めることのできる国内の第三者機関
- (g) 審査業務に必要な多様な言語に対応できる職員組織
- (h) 審査業務に関して信頼できる情報源に関する情報
- (i) 新任職員が審査業務に必要なノウハウを獲得する研修の機会

図3-2に示すように、半数以上のAOが(e)と(i)のそれぞれについて「全く不足している」と回答している。また約4割が(f)と(g)の深刻な不足を指摘している。さらに約7割が(c)、(d)、(h)について「全く不足している」または「やや不足している」と回答している。

反対に、(a)については7割以上のAOが「充分足りている」「まずまず足りている」と回答しており、(b)についても5割以上が同様の回答を示している。



n=242

図3-2. 事務体制面での課題

以上をまとめると、大学におけるAOの規模・権限には概ね問題はないが、FCE業務に対しては外部からの十分な支援や助言がなく、研修の機会を得られないまま着任した職員が対応しなければならない状況が多く見られるようである。今後、政府関連の第三者機関や高等教育機関によって資格審査に必要な情報や研修の提供が必要であり、留学生の受入れの伸長が大幅な高等教育機関においては、専門職員の養成にも積極的に取り組む必要があるだろう。

## 5. 学部志願者の資格審査の課題(3層化比較)

上記の図 3-2 に示した事務体制面での課題についても学部段階と研究科段階に分け、それぞれを年間の外国からの志願者数に拠って小規模(1~9人)・中規模(10~99人)・大規模(100人以上)のAOに3層化して、資格審査を行っている部署の分析を行ってみた。

まず学部志願者の審査を行っている144部署全体の傾向を「全く不足している」「やや不足している」の回答件数の合計で見たい。すると、(e)「専門家の数」(表3-21)が81%、(f)「国内の第三者機関」(表3-22)が83%、(g)「多様な言語に対応できる職員組織」(表3-23)が79%、(h)「審査業務に関して信頼できる情報源に関する情報」(表3-24)が78%、(i)「研修の機会」(表3-25)が90%と、8割前後から9割のAOで以上の点では事務体制が整っていないことがわかる。

これらをさらに志願者数規模別に分けて見てみると、(e)と(h)では3グループの平均が8割前後であるのに対し、大規模グループだけを見ると9割前後と不足状態が大きい。しかしそれ以外の(f)、(g)、(i)では、グループ間の違いは小さくなく、どのグループでも大きな課題であることがわかった。

上記以外では、(c)「情報の共有化」と(d)「政府による明確な方針と制度の整備」について不足を感じているAOが3グループ全体の平均で60%台、(b)「職員の数」は46%ほど、そして(a)「学内での権限」に至っては25%にとどまっていることがわかった。しかし、表3-18、3-19、3-20に示したように(b)、(c)、(d)について規模ごとに比較してみると、志願者数が多くなるにつれて、不足状況も大きくなっている。この傾向の背景には、扱う資格審査の件数が多くなると常に新規の課題が生じ、現有の人員に不足感が出るということが推測されるが、実態を明らかにするにはさらに継続的な調査が必要である。

表 3-17. (a)審査業務の事務処理を円滑に行うために必要な、学内的な権限

		まったく不足している	やや不足している	「不足」の合計	まずまず足りている	充分足りている	合計
1~9人	度数	4	10		28	13	55
	%	7.3%	18.2%	25.5	50.9%	23.6%	100.0%
10~99人	度数	4	8		37	13	62
	%	6.5%	12.9%	19.4	59.7%	21.0%	100.0%
100人以上	度数	4	6		13	4	27
	%	14.8%	22.2%	37.0	48.1%	14.8%	100.0%
合計	度数	12	24		78	30	144
	%	8.3%	16.7%	25.0	54.2%	20.8%	100.0%

表 3-18. (b)審査業務を担当する職員の数

		まったく不足している	やや不足している	「不足」の合計%	まずまず足りている	充分足りている	合計
1～9人	度数	5	16		20	14	55
	%	9.1%	29.1%	38.2	36.4%	25.5%	100.0%
10～99人	度数	2	25		27	8	62
	%	3.2%	40.3%	43.5	43.5%	12.9%	100.0%
100人以上	度数	5	13		8	1	27
	%	18.5%	48.1%	66.6	29.6%	3.7%	100.0%
合計	度数	12	54		55	23	144
	%	8.3%	37.5%	45.8	38.2%	16.0%	100.0%

表 3-19. (c)審査業務の基準となる情報やデータの全学での共有化の程度

		まったく不足している	やや不足している	「不足」の合計%	まずまず足りている	充分足りている	合計
1～9人	度数	13	22		15	5	55
	%	23.6%	40.0%	63.6	27.3%	9.1%	100.0%
10～99人	度数	16	27		16	3	62
	%	25.8%	43.5%	69.3	25.8%	4.8%	100.0%
100人以上	度数	10	11		5	1	27
	%	37.0%	40.7%	77.7	18.5%	3.7%	100.0%
合計	度数	39	60		36	9	144
	%	27.1%	41.7%	68.8	25.0%	6.3%	100.0%

表 3-20. (d)審査業務に関する事項についての政府による明確な方針と制度の整備

		まったく不足している	やや不足している	「不足」の合計%	まずまず足りている	充分足りている	合計
1～9人	度数	9	22		19	5	55
	%	16.4%	40.0%	56.4	34.5%	9.1%	100.0%
10～99人	度数	14	27		18	3	62
	%	22.6%	43.5%	66.1	29.0%	4.8%	100.0%
100人以上	度数	12	9		6	0	27
	%	44.4%	33.3%	77.7	22.2%	0.0%	100.0%
合計	度数	35	58		43	8	144
	%	24.3%	40.3%	64.6	29.9%	5.6%	100.0%

表 3-21. (e) 審査業務の専門知識を有し、学内移動のない専門員の数

		まったく不足している	やや不足している	「不足」の合計%	まずまず足りている	充分足りている	合計
1～9人	度数	19	22		9	5	55
	%	34.5%	40.0%	74.5	16.4%	9.1%	100.0%
10～99人	度数	27	24		10	1	62
	%	43.5%	38.7%	82.2	16.1%	1.6%	100.0%
100人以上	度数	18	7		2	0	27
	%	66.7%	25.9%	92.6	7.4%	0.0%	100.0%
合計	度数	64	53		21	6	144
	%	44.4%	36.8%	81.2	14.6%	4.2%	100.0%

表 3-22. (f) 審査業務に関する情報・助言等を求めることのできる国内の第三者機関

		まったく不足している	やや不足している	「不足」の合計%	まずまず足りている	充分足りている	合計
1～9人	度数	19	27		5	4	55
	%	34.5%	49.1%	83.6	9.1%	7.3%	100.0%
10～99人	度数	20	28		13	1	62
	%	32.3%	45.2%	77.5	21.0%	1.6%	100.0%
100人以上	度数	14	11		2	0	27
	%	51.9%	40.7%	92.6	7.4%	0.0%	100.0%
合計	度数	53	66		20	5	144
	%	36.8%	45.8%	82.6	13.9%	3.5%	100.0%

表 3-23. (g) 審査業務に必要な多様な言語に対応できる職員組織

		まったく不足している	やや不足している	「不足」の合計%	まずまず足りている	充分足りている	合計
1～9人	度数	22	21		8	4	55
	%	40.0%	38.2%	78.2	14.5%	7.3%	100.0%
10～99人	度数	22	27		13	0	62
	%	35.5%	43.5%	79.0	21.0%	0.0%	100.0%
100人以上	度数	9	12		6	0	27
	%	33.3%	44.4%	77.7	22.2%	0.0%	100.0%
合計	度数	53	60		27	4	144
	%	36.8%	41.7%	78.5	18.8%	2.8%	100.0%

表 3-24. (h) 審査業務に関して信頼できる情報源に関する情報

		まったく不足している	やや不足している	「不足」の合計%	まずまず足りている	充分足りている	合計
1～9人	度数	13	30		9	3	55
	%	23.6%	54.5%	78.1	16.4%	5.5%	100.0%
10～99人	度数	15	30		16	1	62
	%	24.2%	48.4%	72.6	25.8%	1.6%	100.0%
100人以上	度数	12	12		3	0	27
	%	44.4%	44.4%	88.8	11.1%	0.0%	100.0%
合計	度数	40	72		28	4	144
	%	27.8%	50.0%	77.8	19.4%	2.8%	100.0%

表 3-25. (i) 新任職員が審査業務に必要なノウハウを獲得する研修の機会

		まったく不足している	やや不足している	「不足」の合計%	まずまず足りている	充分足りている	合計
1～9人	度数	22	25		6	2	55
	%	40.0%	45.5%	85.5	10.9%	3.6%	100.0%
10～99人	度数	35	21		6	0	62
	%	56.5%	33.9%	90.4	9.7%	0.0%	100.0%
100人以上	度数	14	12		1	0	27
	%	51.9%	44.4%	96.3	3.7%	0.0%	100.0%
合計	度数	71	58		13	2	144
	%	49.3%	40.3%	89.6	9.0%	1.4%	100.0%

## 6. 研究科志願者の資格審査の課題(3層化比較)

続いて、研究科志願者の審査を行う 111 部署の回答を検討する。

学部志願者の審査と同様に、「全く不足している」「やや不足している」の回答件数の合計に着目しよう。割合が大きかったのは、(e)「専門家の数」(表 3-30)、(f)「国内の第三者機関」(表 3-31)、(g)「多様な言語に対応できる職員組織」(表 3-32)、(h)「情報源に関する情報」(表 3-33)、(i)「研修の機会」(表 3-34)で、いずれも3グループの平均値が 70～90%弱である。これらはグループ間の比較では傾向が若干異なるが、研究科志願者の資格審査において全体に共通した重要な課題であることといえる。

上記以外の設問に関しても概観しておきたい。(c)「情報やデータの共有化の程度」(表 3-28)と(d)「政府による明確な方針と制度の整備」(表 3-29)では、「全く不足している」「やや不足している」と合わせて3つのグループの平均が 66%と比較的高かったが、(a)「学内での権限」(表 3-26)では 25%、(b)「担当職員の数」(表 3-27)も 41%にとどまっていて、学部志願者の審査とほぼ同じ傾向だった。

また大規模グループでは、表 3-28、表 3-32、表 3-33、表 3-34 より、データ管理、多言語対応、情報収集力、そして研究の機会に関して、他のグループより不足の度合いが低いこと

も判明した。これは、多くの留学生を受け入れる機関にあつてはAOの規模も大きく、人的資源や予算が他のグループと比較して恵まれているためと推測できる。

表 3-26. (a) 審査業務の事務処理を円滑に行うために必要な、学内的な権限

		まったく不足している	やや不足している	「不足」の合計%	まずまず足りている	充分足りている	合計
1~9人	度数	3	9		31	12	55
	%	5.5%	16.4%	21.9	56.4%	21.8%	100.0%
10~99人	度数	1	7		22	5	35
	%	2.9%	20.0%	22.9	62.9%	14.3%	100.0%
100人以上	度数	1	4		9	7	21
	%	4.8%	19.0%	23.8	42.9%	33.3%	100.0%
合計	度数	5	20		62	24	111
	%	4.5%	18.0%	22.5	55.9%	21.6%	100.0%

表 3-27. (b) 審査業務を担当する職員の数

		まったく不足している	やや不足している	「不足」の合計%	まずまず足りている	充分足りている	合計
1~9人	度数	5	17		26	7	55
	%	9.1%	30.9%	40.0	47.3%	12.7%	100.0%
10~99人	度数	4	9		20	2	35
	%	11.4%	25.7%	37.1	57.1%	5.7%	100.0%
100人以上	度数	1	9		9	2	21
	%	4.8%	42.9%	47.7	42.9%	9.5%	100.0%
合計	度数	10	35		55	11	111
	%	9.0%	31.5%	40.5	49.5%	9.9%	100.0%

表 3-28. (c) 審査業務の基準となる情報やデータの全学での共有化の程度

		まったく不足している	やや不足している	「不足」の合計%	まずまず足りている	充分足りている	合計
1~9人	度数	14	25		13	3	55
	%	25.5%	45.5%	71.0	23.6%	5.5%	100.0%
10~99人	度数	9	14		11	1	35
	%	25.7%	40.0%	65.7	31.4%	2.9%	100.0%
100人以上	度数	5	6		7	3	21
	%	23.8%	28.6%	52.4	33.3%	14.3%	100.0%
合計	度数	28	45		31	7	111
	%	25.2%	40.5%	65.7	27.9%	6.3%	100.0%

表 3-29. (d)審査業務に関する事項についての政府による明確な方針と制度の整備

		まったく不足している	やや不足している	「不足」の合計%	まずまず足りている	充分足りている	合計
1～9人	度数	8	28		15	4	55
	%	14.5%	50.9%	65.4	27.3%	7.3%	100.0%
10～99人	度数	7	18		10	0	35
	%	20.0%	51.4%	71.4	28.6%	0.0%	100.0%
100人以上	度数	8	4		8	1	21
	%	38.1%	19.0%	57.1	38.1%	4.8%	100.0%
合計	度数	23	50		33	5	111
	%	20.7%	45.0%	65.7	29.7%	4.5%	100.0%

表 3-30. (e)審査業務の専門知識を有し、学内移動のない専門員の数

		まったく不足している	やや不足している	「不足」の合計%	まずまず足りている	充分足りている	合計
1～9人	度数	23	18		10	4	55
	%	41.8%	32.7%	74.5	18.2%	7.3%	100.0%
10～99人	度数	18	11		6	0	35
	%	51.4%	31.4%	82.8	17.1%	0.0%	100.0%
100人以上	度数	13	4		3	1	21
	%	61.9%	19.0%	80.9	14.3%	4.8%	100.0%
合計	度数	54	33		19	5	111
	%	48.6%	29.7%	78.3	17.1%	4.5%	100.0%

表 3-31. (f)審査業務に関する情報・助言等を求めることのできる国内の第三者機関

		まったく不足している	やや不足している	「不足」の合計%	まずまず足りている	充分足りている	合計
1～9人	度数	22	25		5	3	55
	%	40.0%	45.5%	85.5	9.1%	5.5%	100.0%
10～99人	度数	11	16		8	0	35
	%	31.4%	45.7%	77.1	22.9%	0.0%	100.0%
100人以上	度数	11	7		2	1	21
	%	52.4%	33.3%	85.7	9.5%	4.8%	100.0%
合計	度数	44	48		15	4	111
	%	39.6%	43.2%	82.8	13.5%	3.6%	100.0%

表 3-32. (g) 審査業務に必要な多様な言語に対応できる職員組織

		まったく不足している	やや不足している	「不足」の合計%	まずまず足りている	充分足りている	合計
1～9人	度数	22	21		8	4	55
	%	40.0%	38.2%	78.2	14.5%	7.3%	100.0%
10～99人	度数	10	16		9	0	35
	%	28.6%		74.3	25.7%	0.0%	100.0%
100人以上	度数	5	8		6	2	21
	%	23.8%	38.1%	61.9	28.6%	9.5%	100.0%
合計	度数	37	45		23	6	111
	%	33.3%	40.5%	73.8	20.7%	5.4%	100.0%

表 3-33. (h) 審査業務に関して信頼できる情報源に関する情報

		まったく不足している	やや不足している	「不足」の合計%	まずまず足りている	充分足りている	合計
1～9人	度数	17	23		12	3	55
	%	30.9%	41.8%	72.7	21.8%	5.5%	100.0%
10～99人	度数	5	22		8	0	35
	%	14.3%	62.9%	77.2	22.9%	0.0%	100.0%
100人以上	度数	9	4		7	1	21
	%	42.9%	19.0%	61.9	33.3%	4.8%	100.0%
合計	度数	31	49		27	4	111
	%	27.9%	44.1%	72.0	24.3%	3.6%	100.0%

表 3-34. (i) 新任職員が審査業務に必要なノウハウを獲得する研修の機会

		まったく不足している	やや不足している	「不足」の合計%	まずまず足りている	充分足りている	合計
1～9人	度数	34	17		3	1	55
	%	61.8%	30.9%	92.7	5.5%	1.8%	100.0%
10～99人	度数	20	11		4	0	35
	%	57.1%	31.4%	88.5	11.4%	0.0%	100.0%
100人以上	度数	8	8		3	2	21
	%	38.1%	38.1%	76.2	14.3%	9.5%	100.0%
合計	度数	62	36		10	3	111
	%	55.9%	32.4%	88.3	9.0%	2.7%	100.0%

最後の質問として、もしも国内に第三者機関が設置されて、海外の教育制度・教育機関に関する信頼できる情報や専門家による相談・助言、そして専門職員を養成する各種研修等を提供できるようになるなら、何が必要かを尋ねた。

その結果、表 3-35 に示したように、6 割以上が以下の 6 点を望んでいることがわかった。

- (1) ネット上での問い合わせ対応、
- (2) 世界の多くの国や地域の教育制度についての情報
- (3) 電話による問い合わせ対応
- (4) 手数料が無料であること
- (5) 問い合わせに対する短い日数での回答
- (6) 個別の出願案件に対する法令に基づく助言

表 3-35. 国内第三者機関からの情報・助言・支援に必要な要件(複数回答)

	「必要である」との回答件数	242 部署中の割合
ネット上での問い合わせ対応	203	83.9%
世界の多くの国や地域の教育制度についての情報	180	74.4%
電話による問い合わせ対応	172	71.1%
手数料が無料であること	150	62.0%
問い合わせに対する短い日数での回答	143	59.1%
個別の出願案件に対する法令に基づく助言	141	58.3%
他の教育機関で FCE を行うスタッフとの情報交換の機会	66	27.3%
手数料が低廉であること	38	15.7%
その他	7	2.9%
回答合計数	1,100	100.0%

以上、日本の四年制大学の 242 部署の AO からの調査への回答に基づいて、FCE の業務の現状について概観した。

## 第4章 自由記述分析

本調査においては自由記述欄を設け、「FCE を通じて課題として感じていることがあれば、機関レベル、行政レベルを問わずご自由にお書き下さい」と求めた。

自由記述への回答一覧は【資料編】として巻末に示したが、本章ではその回答内容のうち、「大学の業務の限界」「国レベルの一元審査の期待」「行政の現行施策への要望」をサマライズして以下に示すこととする。

- ① 大学の業務の限界
  - ・ 入学資格審査の前の段階の問い合わせが多く寄せられる
  - ・ 他大学で認めている海外の高校・大学の一覧を文科省でとりまとめて公開してほしい
  - ・ 大学における国際業務の研修は現状では国際交流業務にフォーカスされているが、国際アドミッション(特にFCE業務)に関する専門的な研修機会が必要
  - ・ 日本の大学職員はジェネラリスト型で人事異動がある→FCE に特化した高度専門人材の育成が必要
- ② 国レベルの一元審査への期待
  - ・ 文科省等で入学資格審査を(入国等の段階で)一元化してほしい
  - ・ 【中国の…引用者注】CHSI のような学位や成績の統一的・国家レベルの認証機関がほしい
- ③ 行政の現行施策への要望
  - ・ 文科省からの入学資格の根拠となる通知と入試準備期間が重なる
  - ・ 文科省による外国の教育制度情報がカタカナ表記→現地語表記+英語訳での表記が必要
  - ・ 文科省による大学入学資格が難解→来日・出願後に入学資格がないことが発覚(志願者の不利益)
  - ・ 国としての方針の明示や研修資料の提示が必要
  - ・ 教育制度や証明書の真正性を確認する方法についての詳しい解説
  - ・ 証明書の特徴やサンプル、利用できるオンライン検証サービスがほしい(文科省のHPの情報では不十分)
  - ・ 文科省からは大学だけではなく日本語学校への指導も求める(学力レベルについて日本語学校の方で自己申告→出願後に資格なしが発覚して不受理、日本語学校が根拠なく出願資格を主張し大学を敵視するケース)
  - ・ 審査業務自体ではないが、入学資格の根拠となる文部科学省の通知が入試の準備期間に来る場合があり、対応が難しい。

これら自由記述の内容からは、日本の高等教育システムにおける FCE の制度的位置付けに起因する構造的問題が理解できる。

すなわち、現在の制度では外国で取得された教育資格の評価にかかわる責任を各高等教育機関が負っている一方で、それを支える情報基盤、専門人材育成、あるいは判定基準の枠組みが十分に整備されていない。その結果、個々の AO 担当者が限られた情報源と経験に依存して審査を行う状況が生じている。自由記述において国レベルでの情報提供や判定基準の共有、あるいは検証インフラの整備を求める声が多く見られたのは、このような制度構造と実務との間のギャップを反映したものと考えられる。また自由記述回答の中にはさらに踏み込んで、政府による一元的な FCE の必要を指摘するものもあったが、実際の制度上の建付けはあくまでも各高等教育機関に対して権限のある承認当局として国際的な通用性のある判断を独自に行うことを求めている。ここに見られるようなギャップを埋める支援体制が必要なことは明らかであろう。

また、大学側の特性として、既に本報告書でも触れているが、日本の大学における人事マネジメントの慣行は、長期にわたる FCE 担当部署での勤務を困難にする傾向がある。研修機会が限られるなかで、OJT を通じた熟練の蓄積が阻害されている状況も、自由記述の内容から読み取ることができる。

これらの自由記述は、FCE の実務が単に個別の外国の教育資格の審査の問題にとどまらず、日本の高等教育システム全体の制度設計と密接に関わる課題であることを示している。

## 第5章 まとめと考察

### 1. 調査結果のまとめ

本調査は、コロナ禍後の、学生の国際的な移動が再び拡大しつつあった 2024 年に実施したもので、242 の AO からの回答を得ることができた。回答機関の設置形態別構成は、日本の四年制大学全体の構成比と概ね近い分布を示しており、本調査は我が国の大学の状況を一定程度反映したものと考えられる。

AO からの回答に基づき得られた知見は多岐にわたる。ここでは「制度」「人材」「手続き」「対象規模」「実務内容」「外部支援」の 6 つの視点から、調査結果をまとめることとする。

#### ① 制度：高等教育機関への権限集中と標準化の課題

ユネスコの東京規約および世界規約の運用からも明らかなように、日本では外国における学習歴の承認は第一義的に「権限のある承認当局」である各大学の自主的な判断に委ねられている。調査結果からは、「外国の学校教育における 12 年の課程の修了」が最も広く用いられかつほぼ唯一の標準化された指標であることも明らかになった。「分権型」の制度が採られている現状では、文部科学省による大学・大学院入学資格に関するガイダンスがある一方で、大学ごとの判断が法的に正当化される構造があるといっていよう。

この構造は大学の自律性を尊重する一方、評価基準の不統一や判断のばらつきを生み出しやすい。したがって日本の FCE に関しては、高等教育システムとしてまずは「制度が未整備」というよりもむしろ分権構造における標準化・支援体制の不足が課題であると考えられる。このことに加えて、近年、修了すれば 12 年の課程を了えたことになるが当該国における大学進学資格は発生しないという中等教育機関の設置が進行している例などもある。このことは、「12 年の課程」の修了をもって大学進学資格を認めるという日本の制度上の前提を維持するのか、それとも当該国における進学資格の如何を従来よりも重視するのかという、個別の FCE 実務を超えた政策的論点を提起している。

#### ② 人材：専門人材の不足と経験依存

権限のある承認当局としての大学において、実質的な審査業務は AO が担っている。しかし多くの AO には専門の資格評価者が不在であり、当該業務の経験の短い職員が対応しているという実態が明らかになった。研修機会の不足や、外国出身志願者が少ない大学でスキルを蓄積しにくい状況は、分権型制度の弱点を顕在化させていると考えられる。一方で AO そのものやそれが属する大学の環境によっては、長期にわたって多くの FCE 案件の審査を経験する職員のケースもあり、そのような場合は個人のスキルの蓄積が期待できる。

このように全般的な経験値の偏差が①で述べた制度上の分権性と結びつくことで、審査の精度や円滑さが、大学ごとに大きく異なっている可能性が指摘できる。

#### ③ 手続き：属人的な真正性確認

多くの AO の業務は原本提出や公印確認などの基本的な手続きに依拠しているが、これは「承認権限が大学にある」ことを前提とした必然的な手続きであるといえる。

外国の教育資格に関して承認の権限と審査の実務の責任を負っている立場から、大学にはリスク管理のためにも真正性の確認をみずから厳格かつ慎重に行うことが求められる。しかし上述のように、個別的・属人的な経験の蓄積に依存する現状は効率性と精度、および日本の高等教育システムとしての合理的な一貫性の面で限界を抱えていることが推測できる。

#### ④ 対象規模:経験格差の固定化

外国での学習歴を有する志願者の少ない大学では承認のための審査実務の経験が蓄積されず、結果的に職員が十分なスキルを身につけられない。一方、志願者数の多い大学では経験の継承を可能にする内部的な仕組みが整えば、知識と方法論の蓄積が期待できる。

分権型制度ではこの「経験格差」がそのまま制度的格差につながり、ここでも全国レベルでの対応の不均衡を拡大させている可能性が指摘できる。

#### ⑤ 実務内容:外部委託の限定性

外国での学習歴の承認権限は大学にあるため、FCE 業務を外部に全面的に委託することは制度的に難しい。このため多くの大学は内部で業務を完結しており、国内の外部機関や国際的資格認証機関との連携は参考情報の域を出ない。結果として、内部処理に伴う属人的判断のリスクがあることが指摘できる。

#### ⑥ 外部支援:権限の制約と支援体制の不足

上記の業務の困難さを踏まえれば、NIC-Japan などの外部機関による FCE 業務支援の機能に期待することもできる。ただし、たとえば NIC-Japan は承認権限を持っていないため、大学による直接的な「判断代行」の要請に応えることはできない。このことを踏まえて NIC-Japan をはじめとする大学外部の組織による情報提供や参照資料の共有、ネットワーキングの支援などの機能の充実が求められる。併せて、NIC-Japan の情報提供等のサービスはなお周知の途上にあることが明らかになった。東京規約と世界規約における大学の位置づけを考慮すれば、大学による NIC-Japan のさらなる活用の拡大が求められる。

さらに上記を踏まえると、日本の FCE に関しては「権限を持たない外部支援機関としての中間組織の機能をいかに拡充するか」「権限ある大学に対し、修業年数以外に考慮すべき審査の要素をいかに共有するか」そして「それら共有された要素にどの程度の強制力を持たせるか」という政策課題が指摘できる。

## 2. 考察

今回の調査結果は、日本の FCE が「制度として大学の自律性に依拠しつつ運用されている」という特徴とその得失を明らかにしたといえる。すなわち、日本では外国資格の承認判断が各大学に委ねられているため、制度上は分権的で柔軟な運用が可能である一方、実務レベルでは情報資源や専門人材の不足により、担当部署に大きな負担が集中している。このような構造は、留学生数が比較的限定的であった時期には大きな問題として顕在化しなかった可能性がある。しかし、社会のボーダレス化と日本の少子化を背景に、留学生受入れの拡大や出身国・教育システムの多様化が進むなかで、個別大学の経験に依存した現行の運用のみでは対応しきれない局面が増える可能性がある。

その一方で、本調査からは、大学の規模や志願者数によって FCE の実務能力に差が生じている可能性も示唆された。志願者数の多い大学では経験の蓄積やデータの蓄積が一定の実務能力を支えている一方、小規模大学ではそのような蓄積が形成されにくい。このことは、日本の高等教育システムにおいて FCE の能力が制度的に均質化されていないことを示している。

では、これらの課題を改善する方向性としてどのような示唆が可能だろうか。以下に調査チームとして考察可能な 4 点の方策を列挙する。

① 大学横断的なガイドラインの整備

各大学の自主権を尊重しつつ、全国的に参照可能な「ベンチマーク」や「モデル基準」を策定する。

② 人材育成プログラムの制度化

AO 新任者向け研修や専門職養成コースを設け、大学ごとの属人的対応を補う。

③ 外部支援機関の機能強化

NIC-Japan など大学外部の中間組織は、東京規約及び世界規約における承認権限を持たないものであっても、情報提供のハブとしての役割を拡充し、特に上記②に関するサービスの拡充と利用促進を図ることが急務である。

④ 大学間ネットワークの形成

外国での学習歴を持つ入学志願者が少ない大学が経験不足を補えるように、機関を超えた知見共有の仕組みを構築する。

ただし、これらの方策がすべて実現されたとしても限界は指摘できる。とりわけ国内外の新たな制度や証明書の偽造手口に前もって対策することは実際上不可能であるため、網羅的な対応策を完成させることはできない。FCE には「常に新しい現実」にキャッチアップすることが求められており、留学生受入れの拡大や出身国・教育システムの多様化が進むなかで、個別大学の経験と裁量のみを依拠した現行の運用では対応が困難な局面が増える可能性がある。したがって今後の政策課題としては、各大学の判断権限を維持しつつ、情報共有、専門人材育成、判定基準の参照枠組みの整備などを通じて、FCE 業務の透明性と再現性を高める支援体制を構築することが重要であると考えられる。また、NIC-Japan などの中間組織による業務支援の充実にとどまらず、前述したような外国の教育システムの変化を踏まえ、日本の大学入学資格制度そのものの前提をどのように更新していくかについても、政策的議論を開始する必要がある。こうした取り組みは、外国資格の公正な評価を確保するだけでなく、日本の高等教育機関が国際的な学生移動の中で信頼性の高い受入れ主体として機能するための基盤を提供するものと期待される。

本調査の実施にあたり、全国の大学の入試担当部署の皆さまには、業務ご多忙の中にもかかわらずアンケート調査にご協力いただいた。ここに記して深く感謝申し上げる次第である。本調査は、各大学の現場における実務の状況や課題を把握することを目的として実施したも

のであり、寄せられた回答および自由記述によるご意見は、日本における FCE の現状を理解する上で極めて貴重な資料となった。

また、本調査の速報版の公表とほぼ同時に開催した FCE 研修特別プログラムにおいては、多くの参加者から実務に基づく示唆に富むご意見をいただいた。これらの議論は、本報告書の分析および考察を深める上で大きな示唆を与えるものであった。

本報告書が、我が国の高等教育機関における外国での学習歴を有する志願者の受入れ体制の現状に関する理解を深めるとともに、今後の制度整備や実務改善のための一助となることを期待したい。改めて、本調査にご協力いただいたすべての関係者の皆さまに心より御礼申し上げるとともに、実務と制度をめぐる議論の深化につながることを期待するものである。

---

#### 引用文献

Guillerme, G. (2023). *International student mobility at a glance 2023*. Campus France. [https://timeassociation.org/wp-content/uploads/2023/12/Global\\_analysis\\_data\\_Oct\\_2023\\_G\\_Guillerme.pdf](https://timeassociation.org/wp-content/uploads/2023/12/Global_analysis_data_Oct_2023_G_Guillerme.pdf) (2026年2月6日)

日本学生支援機構(JASSO) (2024)「2024(令和6)年度外国人留学生在籍状況調査結果」日本学生支援機構  
[https://www.studyinjapan.go.jp/ja/\\_mt/2025/04/data2024z.pdf](https://www.studyinjapan.go.jp/ja/_mt/2025/04/data2024z.pdf)(2026年2月6日)

教育未来創造会議 (2023)「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ(第二次提言)工程表(令和5年9月5日)」内閣官房(令和5年9月5日)

Council of Europe (2025) *First Meeting of the Centre for Preventing and Countering Education Fraud* (News, September 17)  
<https://www.coe.int/en/web/ethics-transparency-integrity-in-education/-/first-meeting-of-the-centre-for-preventing-and-countering-education-fraud>(2026年2月6日)

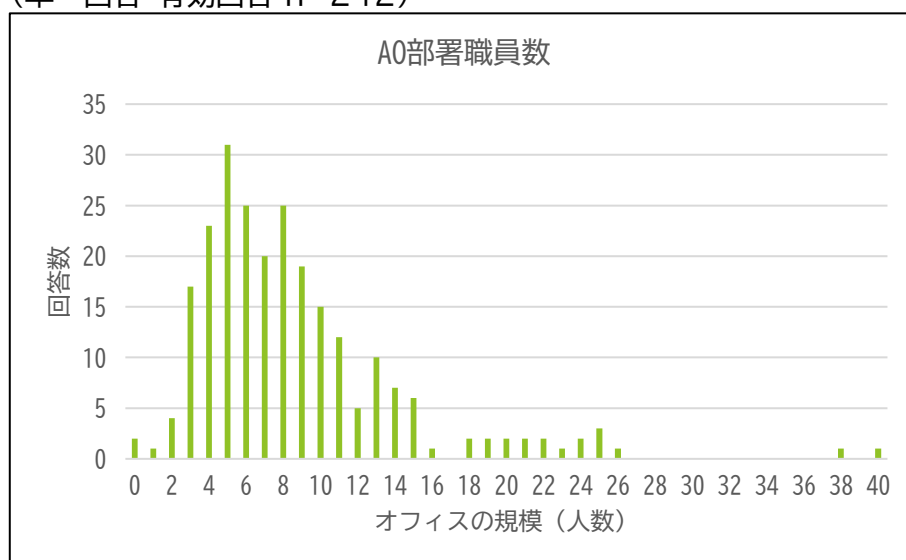
高等教育資格承認情報センター(NIC-Japan)(2025)「高等教育の資格の承認に関するユネスコの規約」[ホームページ] NIC-Japan.  
<https://www.nicjp.niad.ac.jp/site/unesco-conventions.html> (2026年2月6日)

# 【資料編】

## 質問項目と単純集計

以下に、調査項目の内容と各項目に対する回答の単純集計結果(全体的な傾向)を示す。

- No. 質問項目**
- Q1 貴機関の名称を教えてください。
- Q2 ご所属の部署名を教えてください。
- Q3 ご所属の部署の email アドレス(本調査に関しておうかがいすべきことがあった際の連絡先)を教えてください。
- Q4 さしつかえなければ、ご回答者(直接入力いただいている方)のお名前を教えてください。
- Q5 令和 6 年5月 1 日の時点で、貴部署にいらっしゃった職員全員の人数を記入してください(半角数字)。  
(単一回答・有効回答 n=242)



注) 横軸は、各オフィスの規模(スタッフの人数)を表し、縦軸は、回答数を表している

- Q6 令和 6 年5月 1 日の時点で、貴部署には、外国出身志願者の入学資格審査だけを担当する職員は何人いらっしゃいましたか。人数を記入してください(半角数字)。  
(単一回答・有効回答 n=242)

	回答数	構成比(%)
0 人	224	92.6
1 人	5	2.1
2 人	6	2.5
3 人	3	1.2

4人	2	0.8
5人	1	0.4
6人	1	0.4
合計(有効回答)	242	100.0

Q7 令和6年5月1日の時点で、貴部署で、外国出身志願者の入学資格審査を担当する職員のうち、専門知識・経験を持ってもらって当該業務のために雇用される職員(この調査では「専門員」と呼びます)は何人いらっしゃいましたか。人数を記入してください(半角数字)。

(単一回答・有効回答 n=242)

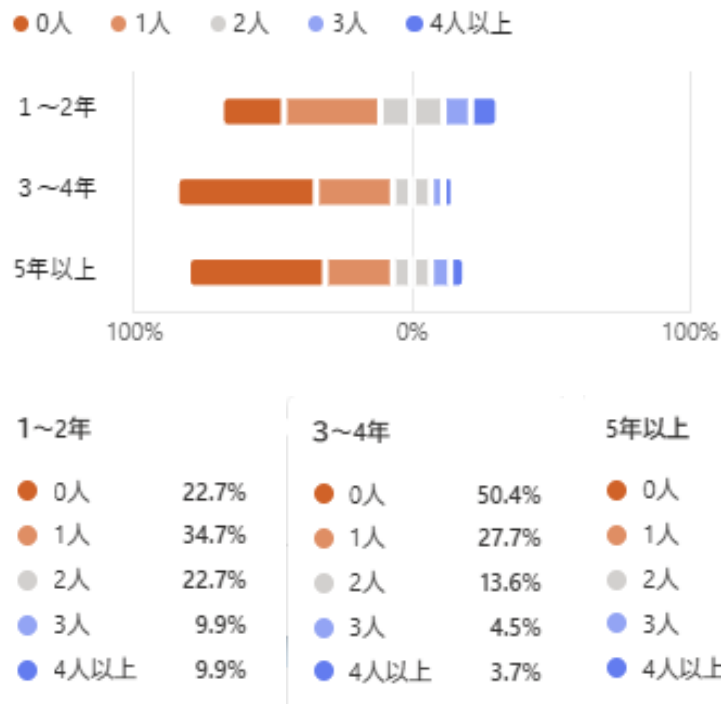
	回答数	構成比(%)
0人	237	97.9
1人	3 (国立1, 私立2)	1.2
2人	1	0.4
11人	1	0.4
合計(有効回答)	242	100.0

Q8 令和6年5月1日の時点で、貴部署には、一般入試関連の業務と同時に外国出身志願者の入学資格審査も担当している職員は何人いらっしゃいましたか。人数を記入してください(半角数字)。

(単一回答・有効回答 n=242)

	回答数	構成比(%)
0人	19	7.9
1人	33	13.6
2人	62	25.6
3人	40	16.5
4人	33	13.6
5人	28	11.6
6~10人	22	9.1
11人以上	5	2.1
合計(有効回答)	242	100.0

Q9 令和6年5月1日の時点で貴部署に所属しておられた教職員の、外国出身志願者の入学資格審査の経験年数についておうかがいします。それぞれの経験年数に当てはまる教職員の数をチェックしてください。



Q10 貴部署の審査担当者の方は、学内外で、外国出身の志願者の入学資格審査に関するワークショップや研修(語学研修を除く)に平均して年に何回参加していますか。

(単一回答・有効回答 n=242)

	回答数	構成比(%)
参加していない	224	92.6
年に1回	16	6.6
年に2~3回	1	0.4
年に4回以上	1	0.4
合計(有効回答)	242	100.0

Q11 貴部署は、全学の外国出身の志願者の入学資格審査を扱いますか、それとも、一部の部局の申請を扱いますか。当てはまるものをすべて選択してください。

(複数回答・有効回答 n=242)

選択肢	回答数	構成比(%)
全学の学部教育	171	70.7
全学の大学院教育	103	42.6
一部の学部教育	29	12.0
一部の大学院教育	49	20.2
外国語で学位取得可能な国際教育プログラム	9	3.7
その他	6	2.5

Q12 貴部署で審査対象となる外国出身志願者は以下のどのカテゴリに当てはまりますか。当てはまるものをすべて選択してください。

(複数回答・有効回答 n=242)

選択肢	回答数	構成比(%)
国内で実施する一般入試を受ける外国出身志願者	201	83.1%
海外で外国出身志願者専用の入学試験を受験する志願者	60	24.8%
日本語学校から進学を希望する外国出身志願者	155	64.0%
貴学大学が独自に海外で実施する入学試験を受ける外国出身志願者	21	8.7%
日本国籍を持ち、外国での学修歴を有する志願者(帰国子女)	159	65.7%
海外提携校から推薦を受けて進学を希望する外国出身の志願者	44	18.2%
その他	26	10.7%

Q13 1件の申請の事務処理に特に大きな問題がない場合は、平均でどのぐらいの時間がかかりますか。日数でお答えください(半角数字)。

(単一回答・有効回答 n=235)

日数区分	回答数	構成比(%)
1日以内	128	54.5
1週間以内	78	33.2
2週間以内	12	5.1
3週間以内	4	1.7
4週間以内	1	0.4
30日	10	4.3
45日	1	0.4
90日	1	0.4
合計(有効回答)	235	100.0

(参考)該当なし:7件(割合算出から除外)

Q14 外国出身の志願者の入試資格審査の申請は何月に受け付けますか。受け付けている月をすべて選んでください。

(複数回答・有効回答 n=242)

選択肢	回答数	構成比(%)
4月	52	21.5
5月	64	26.4
6月	84	34.7
7月	98	40.5
8月	108	44.6
9月	132	54.5
10月	140	57.9
11月	156	64.5
12月	139	57.4
1月	147	60.7
2月	95	39.3
3月	57	23.6

Q15 外国出身の志願者の入試資格審査の事務処理が多くなる月はいつですか。繁忙期となる月をすべて選んでください。

(複数回答・有効回答 n=242)

選択肢	回答数	構成比(%)
4月	18	7.4
5月	26	10.7
6月	38	15.7
7月	43	17.8
8月	55	22.7
9月	89	36.8
10月	90	37.2
11月	111	45.9
12月	115	47.5
1月	109	45.0
2月	56	23.1
3月	26	10.7

- Q16 個別の入学資格審査時に必要となる書類は、誰からどのような方法で提出を受けていますか。次のうちから当てはまるものをすべて選んで下さい。  
(複数回答・有効回答 n=242)

選択肢	回答数	構成比(%)
志願者から直送される紙媒体の書類	226	93.4
志願者から電子メール等で直送される電子化された書類	113	46.7
志願者の出身国の政府・大使館等の機関から直送される紙媒体の書類	16	6.6
志願者の出身国の政府・大使館等の機関から直送される電子化された書類	23	9.5
志願者の出身教育機関から貴学に直送される紙媒体の書類	39	16.1
志願者の出身教育機関から貴学に直送される電子化された書類	41	16.9
国内外の、資格承認専門の機関が発行する紙媒体の書類	33	13.6
国内外の、資格承認専門の機関が発行する電子化された書類	31	12.8

- Q17 外国出身志願者の入学資格審査では、どのような観点で審査を行いますか。当てはまるものをすべて選んで下さい。  
(複数回答・有効回答 n=242)

選択肢	回答数	構成比(%)
12年の学校教育の課程を修了しているか確認する(学校教育法施行規則150条)。	233	96.3
申請書類の真正性を確認する。	146	60.3
出身校が当該国の認可を受けた正規の機関か確認する。	152	62.8
出身校での成績が貴学の出願基準を満たしているかGPA等を確認する。	52	21.5

- Q18 前問で、「申請書類の真正性を確認する」を選択された場合、さしつかえなければその方法を教えてください。

疑わしい書類のみ本人及び在学している日本語学校等の教育機関へ確認。
書類の署名、押印等により確認する。
①出身教育施設の成績証明書(または調査書、あるいはそれに準ずるもの) ②出身教育施設の修了見込み証明書または修了書 ③出身教育施設の規則等(学則等) ④出身教育施設のカリキュラム(修業年限、授業時間数、授業科目、必修単位数が明記されたもの) ⑤学習歴以外に高等学校卒業と同等以上であることを証明できるものがある場合、その書類 ①～⑤について、出身の学長が日本語で作成したものまたは自国の大使館、総領事館等の公的機関で作成又は日本語訳文(日本語学校又は翻訳会社の公印付きの翻訳文書も認める)の提出により審査
まずインターネットで出身校のホームページの存在を確認する。次に送付された資格・成績等の記載に矛盾が無いか精査する。
最終学歴の学校が存在するかどうか、職歴に記載された事項が正しいかどうか(企業が存在するかどうか)
出身校の HP 等を確認して、提出書類を精査している
申請書類の要件、体裁による真偽確認。場合によっては WEB やメールによる真偽確認。
提出書類に不自然な点がないか確認する。実在する教育機関かどうか調べる。
教育機関印 web サイトでの検索
原本であるかどうかの確認
証明書類は原本を提出させる。
出願資格に該当する学校の公式ホームページにて確認
証明書類については志願者の出身教育機関や認証機関から送付された書類であることを確認する。(志願者からの直送は受け付けない。)
機関発行された卒業(見込)証明書や成績証明書の信憑性を確認する
①中国の学校を卒業した受験生の場合、CHSIが発行する英文の「学歴認証報告書」をCHSIから直接本学にメールで届くようにしてもらっています。②上記以外の場合は証明書類を日本語または英語で作成された原本を提出してもらっています。それ以外の言語で作成された証明書類しか提出できない場合は日本語または英語の翻訳を作成し、正しく翻訳されたものであることを証明する「翻訳証明」を添付してもらっています。「翻訳証明」は証明書の発行機関・大使館等または国で認可された公証役場・翻訳機関等で公証印を受けたもののみ認めています。
紙の証明書類に押印されているかを確認している。
原本の提出。大使館への問い合わせ。
大学による原本証明(公印)または、公証役場による公証のついたものであること。電子認証が可能な場合は、電子認証の確認。
証明書類は原本、日本語訳証明書類は在日公館または出身学校(日本語学校など)にて日本語に翻訳したもの。
紙の質、印章や署名、厳封
証明者のサインや押印があること、編集などの不自然な点がないか確認する。最終的には申請時や出願時に原本を確認する。
書類の原本確認
加工がないか慎重に確認する。
原本の提出
卒業証明書及び成績証明書は出身学校の発行する原本を提出させている。また、和文又は英文以外のものについては、各証明書を発行した出身学校又は総領事館(中華人民共和国の場合は CHSI)が 証明した翻訳文(和文又は英文に限る。)を添付させている。日本語学校による証明は認めていない。
署名の存在確認等
正規の教育機関であることをインターネット上に掲載される情報で確認する。
学校長又は機関の長の作成しちやものの確認(学校長又は機関の長の公印あるいは直筆のサインか、学校又は機関の公印あるいはオフィシャルシールのいずれかがあるもの)
複数記載される項目が同値になっているか確認する
卒業証書の原本を提出させ、偽造ではないことを確認する。
IELTS、TOEFL、EJU などに偽造がないか1人1人確認しております。

出身国の政府・大使館等に尋ねる
出願前 3 カ月以内に発行された証明書の提出を求めている。
インターネットで検索して確認してする。
卒業証明書や成績証明書は、発行元の押印がありかつ厳封されていることを確認している。
出願資格を有することの証明書(成績証明書等)は写しではなく、原本の提出を求めています。
全て原本での提出としている。また、疑義があれば、大使館等に直接問い合わせることも行っている。
中国の大学出身者は、通常の出願書類に加え、中国教育部認証システムの証明書も求めている。
パスポートや在留カードとの情報と相違がないか、出身校や日本語学校から発行された書類にその学校の校印があるか確認する。
疑わしいものは大使館へ確認
公証書提出による確認
押印原本の目視確認
一部中国からの出身者に関しては、認証機関からの証明書をもって確認している。
委託業者に委託し、書類チェック等を行っている。
QRコードがあれば読み込む、コピーのようなものであった場合は、卒業大学から直接本学宛に証明書を送るように伝える(大学アカウントから送信している場合は、データでも受付)など。
外部の審査会社に有料で依頼している
履歴書掲載内容との確認
原本の提出を求めています。
複製かどうか
署名・捺印など原本と認められる書類であること。
原本の提出を求め、原本の提出が難しい場合は原本から正しく複製されたもの(原本証明を受けた証明書)の提出を求める。また、志願者の出身校から本学への直送を求める。
学歴や語学能力に関わる証明書原本(紙媒体)の提出、「推薦書」に記載の内容や推薦人の所属・身分、入試面接における本人への質疑応答を通じて、申請書類の真正性を確認している。
出身大学のオフィシャルな書類であるか、正規機関の証明書であるかなど
WEB でその教育機関の情報を調べる
証明書の公印や署名等の確認
書類が原本であるかどうかを確認する。
電子版で提出された場合、当該機関が電子証明書を発行しているか 申請書類の中で、入学・卒業・在籍期間・取得単位数が確認でき、大学の証明書である旨が記述されているか 必要に応じて大学へ当該学生の存在を問い合わせ
外部組織による認証評価機関を利用する。
校名、職位、日付、内容に齟齬がないか。
中国の学校出身者には CHSI の証明書を請求。他の国地域は証明書内での誤りがないか、整合性が取れているか確認。しかし、年々偽装の技術は上がってきているため、確実に真正性を確認するなら CHSI のようなオンラインでの承認が可能なシステムに限定するか、出身校に直接事実確認を行うしかないが、おそらくどの大学も到底実現できないため、現状では CHSI 以外は主に「疑わしい点がないか」を確認するのみである。
申請書類が原本または Certified Copy であることを確認する。
札幌領事館に問い合わせる。
原本の提出を求めているものについては写しでないか、公印が押印されているか等を確認。
インターネット検索により確認する
証明書が原本か否か等
日本語学校等による原本証明を得る。必要に応じて発行元教育機関へ国際交流部より問い合わせを行う。
公印の押された証明書かどうか
ダブルチェック
翻訳機関等の翻訳証明を添付

確認書(本学指定様式)と卒業証明書等確認書類の記載を照合し、不明点があった場合など必要に応じて本人又は発行機関等へ問合せを行う。
①直接学校へ連絡、確認すること。②中国高等教育学生信息网络(学信ネットワーク)を利用すること。
合格後に原本を提出させる。主催団体に照会が可能なものは都度大学から直接確認を行う。
(1)修学年数調書との比較、(2)公印・署名、刻印や専用紙の利用の有無、(3)場合により出身大学のウェブサイト確認や認証機関の証明書の取り寄せ ※なお、問 17 については、12 年ではなく、16 年または 18 年の課程修了の確認を行っている
出身校が当該国における正規の課程であるか否かを確認する過程で書類が偽造であるが発覚するケースがほとんどで、真正性を主眼とした確認は現実的には行っていない。
当該学校の存在確認(学校ウェブサイトの閲覧)、提出書類の押印、または学校長や担当教員のサインの有無の確認
誤記がないか確認する、発行元は実在するか調べる、疑わしい場合は本人に確認する
本学大学院教育学研究科の入学資格審査を行う際、例えば、中国の高等教育機関卒業者は、CHSI において申請・取得した書類を提出する必要があり、他の提出書類との整合性を確認している。
・本人が申請する学歴と証明書の内容が一致しているか ・証明書がコピーされたものでないか
HireRight 使用(日本への渡航にむけてビザが必須の学生のみ対象、身元調査)
証明書が原本であるかを確認する。中国出身者が CSSD 発行の証明書を提出した場合は、発行機関のサイトにてベリファイを行う。
提出された証明書等がコピーでないかを目視で確認
押印・署名の有無
原本か否か、公印の有無、を確認している
公印が押されている原本の提出を求める。
申請書類と一緒に提出される出身大学等が発行する証明書類・出願者のパスポート等身分証明書類
入学資格審査は大学院指導担当資格を有する教員が行っているため、具体的な方法は回答はできません。
証明書類は原本を提出させる。

Q19 審査する上で一部ないし全部の業務を外部委託していますか。  
(単一回答・有効回答 n=242)

選択肢	回答数	構成比(%)
外部委託はしていない	225	93.0
外部委託している	17	7.0
合計(有効回答)	242	100.0

Q19-1 外部委託はしていない

Q20 へ

Q19-2 外部委託している

Q19-2(1) どのような業務を委託していますか。さしつかえのない範囲で具体的にお教えください。

出願書類の一次受け付け
出願書類の一次確認を委託している。
学部の入試では日本の大学入学資格を満たしているのか、大学院の入試では外国の正規の大学を卒業しているのかなど
出願受付業務

出願資格確認
志願者本人等とのやり取り, 書類確認
Q17にある「12年の学校教育の課程を修了しているか確認」、「申請書類の真正性を確認」「出身校が当該国の認可を受けた正規の機関か確認」など。
出願資格の確認(卒業証明書等)
出願資格の有無確認
出願資格審査
願書チェック(出願資格に疑問がある場合は職員に引き継ぎ)
N/A
一部学科の募集活動
出願受理
書類の督促、問い合わせ対応、照会
文部科学省の定める大学入学資格のいずれの項目に合致するかの調査委託
願書受付

Q19- さしつかえなければ、委託先の企業・組織名をお教えてください。

2(2)

公益財団法人アジア学生文化協会
アジア学生文化協会
メディアチャイナ(株)
公益財団法人アジア学生文化協会
アジア学生文化協会

Q20 外国出身の志願者の入学資格審査のための情報を求めて貴部署から連絡をする対象としてあてはまるものを、以下からすべて選んでください。  
(複数回答・有効回答 n=242)

選択肢	回答数	構成比(%)
駐日の外国公館(大使館、総領事館、外国政府代表部など)	112	46.3
文部科学省	104	43.0
志願者が外国で在学していた学校・高等教育機関	77	31.8
志願者が日本国内で在学していた日本語教育機関・学校・高等教育機関	117	48.3
貴学の他部署の教職員	100	41.3
国内の他機関(大学、専門学校など)で外国出身の志願者の入学資格審査を担当している教職員	33	13.6
志願者本人	204	84.3
国内の情報・助言サービス(外部委託先を除く)	9	3.7

Q21 前問で「国内の情報・助言サービス」を選択された場合、さしつかえなければ、具体的なサービスの名称をお教えてください。

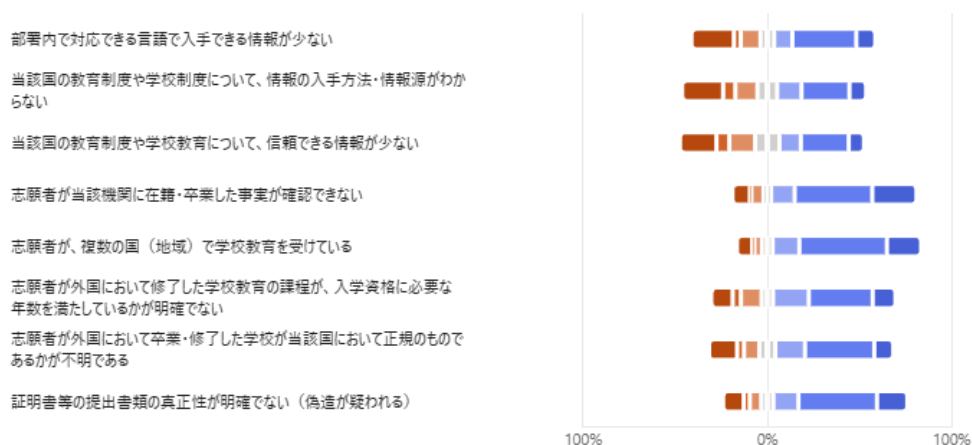
留学生仲介エージェント(名称非公表)
当該国の日本大使館
各国の学校制度がわかる HP 等
公益財団法人入管協会
大学改革支援・学位授与機構
回答対象外
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 高等教育資格承認情報センター
CHSI 日本代理機構
入国管理局
顧問行政書士

- Q22 外国出身の志願者の入学資格審査のための情報源としてこれまで利用したことのある諸外国のサービスとしてあてはまるものを、以下の一覧からすべて選んで下さい。一覧にないものを利用したことがあれば、「その他」にご記入ください。

選択肢	回答数
中国高等教育学生信息网(CSSD)またはその日本代理機構	38
中国教育部学位及大学院教育発展中心(CDGDC)	12
BAN-PT(インドネシア国立高等教育アクレディテーション機構)	1
KARIC(韓国高等教育情報センター)	4
HEEACT(台湾の高等教育評鑑中心基金会)	3
Nuffic(オランダ政府指定の学位・資格評価機関)	3
American Association of Collegiate Registrars and Admissions Officers: AACRAO(アメリカの民間非営利の学位・資格評価機関)	3
World Education Services: WES(アメリカ・カナダの民間非営利の学位・資格評価機関)	4
UK NARIC(英国政府指定の学位・資格評価機関)	4
VN-NARIC(ベトナム高等教育情報センター)	4
TAICEP(国際資格評価専門職協会)	2
その他	14

- Q23 外国出身の志願者の入学資格審査の業務において、以下のような項目について困難を感じるケースはおおむねどの程度の頻度で起きますか。ご自身のご経験を基に「50%以上」から「まったく起きない」までのあてはまるものを選んでください。

● 50%以上の頻度 ● 40～49%の頻度 ● 30～39%の頻度 ● 20～29%の頻度 ● 10～19%の頻度 ● 10%未満の頻度 ● まったく起きない



- Q24 外国出身の志願者の入学資格審査において、とりわけ困難をお感じになるケース、情報の得にくい出身国など、さしつかえのない範囲でご経験をお教えてください。

(本項目への回答は【資料編】自由記述 I を参照)

- Q25 外国出身の志願者の入学資格審査において、渡日して日本語教育機関で学んだ経験のある者の審査は簡略化していますか。あてはまるものをすべて選んでください。

(複数回答・有効回答 n=242)

選択肢	回答数	構成比(%)
大学の別科などで学んだ経験のある者の審査は簡略化している	9	3.7
日本語学校で学んだ経験のある者の審査は簡略化している	8	3.3
日本語教育機関で学んだ経験があっても審査は簡略化していない	228	94.2

Q26 前問で、「大学の別科などで学んだ経験のある者の審査は簡略化している」ないし「日本語学校で学んだ経験のある者の審査は簡略化している」を選択された場合、簡略化の内容をさしつかえのない範囲で教えてください。

Q27 貴部署における審査業務の担当の範囲をお教えてください。  
(単一回答・有効回答 n=242)

選択肢	回答数	構成比(%)
学部段階のみ	83	34%
研究科段階のみ	41	17%
学部段階と研究科段階双方	118	49%
合計(有効回答)	242	100.0

Q27-1 学部段階のみ

Q27- 令和5年度に、貴部署で審査(外部委託を含む)を行った外国出身の学部段階  
1(1) の志願者数を数字でお答えください。  
(単一回答・有効回答 n=83)

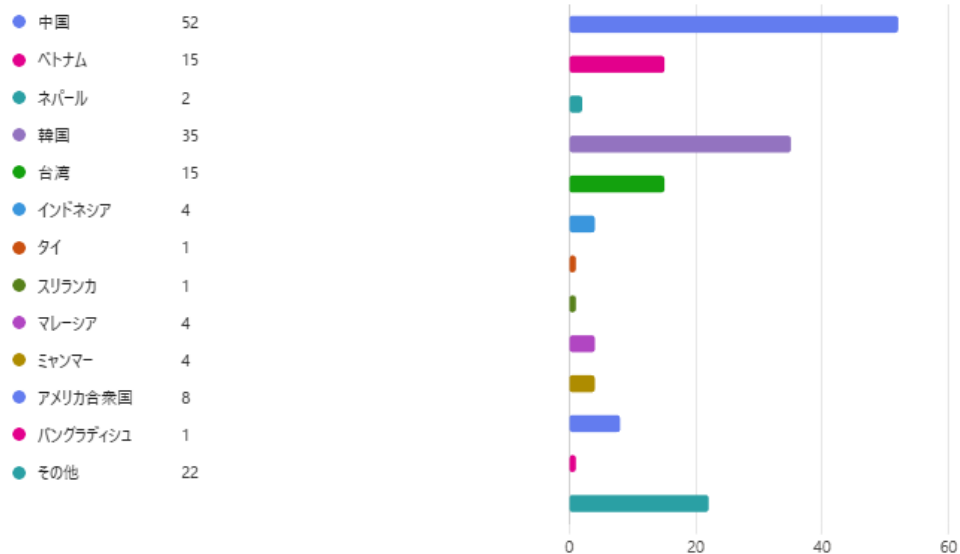
志願者数区分	回答部署数	構成比(%)
0人	22	26.5
1~9人	19	22.9
10~99人	29	34.9
100人以上	13	15.7
合計(有効回答)	83	100.0

Q27- 令和5年度に、貴部署で審査(外部委託を含む)を行った外国出身の学部段階  
1(2) の志願者のうち入学者の人数を数字でお答えください。  
(単一回答・有効回答 n=82)

入学者数区分	回答部署数	構成比(%)
0人	33	40.2
1~9人	25	30.5
10~99人	19	23.2
100人以上	5	6.1
合計(有効回答)	82	100.0

※9999と回答された1件を無効回答として除外

Q27- 令和5年度に貴部署で審査を担当した学部段階での外国出身の志願者の出  
1(3) 身国・地域として多かったものを、以下の中から3つまで選んでください。



Q27-2 研究科段階のみ

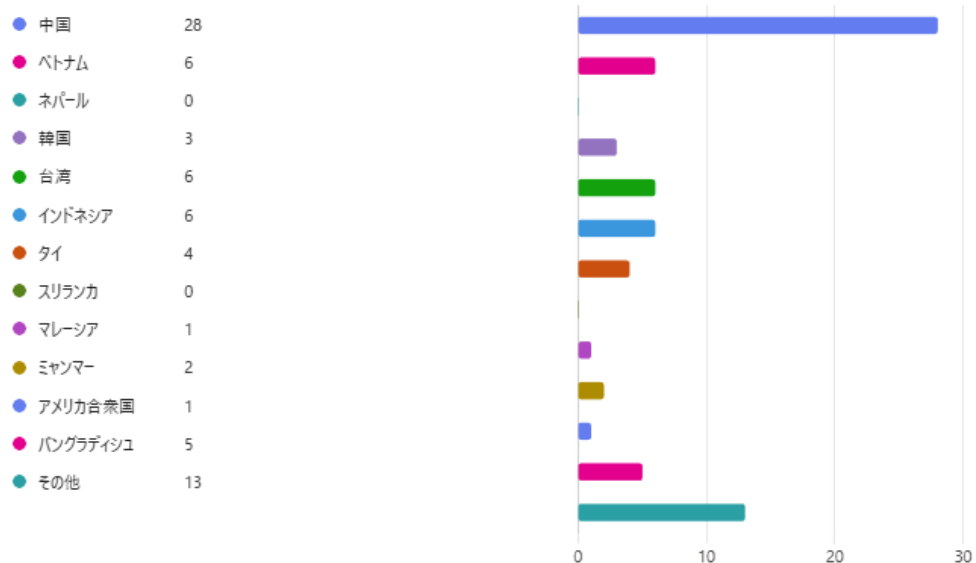
Q27- 令和5年度に、貴部署で審査(外部委託を含む)を行った外国出身の研究科段階の志願者数を数字でお答えください。  
2(1) (単一回答・有効回答 n=41)

志願者数区分	回答部署数	構成比(%)
0人	8	19.5
1~9人	14	34.1
10~99人	11	26.8
100人以上	8	19.5
合計(有効回答)	41	100.0

Q27- 令和5年度に、貴部署で審査(外部委託を含む)を行った外国出身の研究科段階の志願者のうち入学者の人数を数字でお答えください。  
2(2) (単一回答・有効回答 n=41)

入学者数区分	回答部署数	構成比(%)
0人	13	31.7
1~9人	14	34.1
10~99人	13	31.7
100人以上	1	2.4
合計(有効回答)	41	100.0

Q27- 令和5年度に貴部署で審査を担当した研究科段階での外国出身の志願者の出身国・地域として多かったものを、以下の中から3つまで選んでください。  
2(3)



Q27-3 学部段階と研究科段階双方

Q27- 令和5年度に、貴部署で審査(外部委託を含む)を行った外国出身の学部段階  
3(1) の志願者数を数字でお答えください。  
(単一回答・有効回答 n=117)

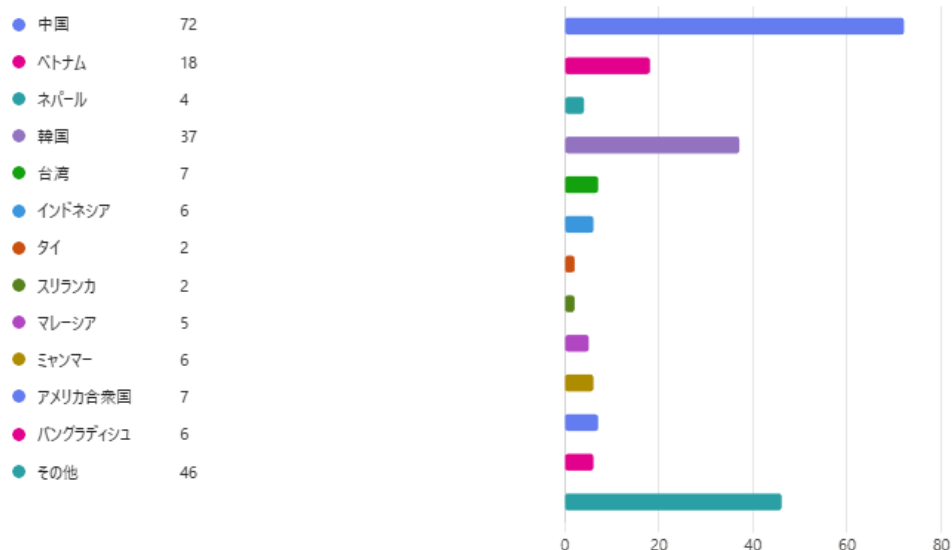
志願者数区分	回答部署数	構成比(%)
0人	33	28.2
1~9人	36	30.8
10~99人	33	28.2
100人以上	15	12.8
合計(有効回答)	117	100.0

※未回答1件を無効回答として除外

Q27- 令和5年度に、貴部署で審査(外部委託を含む)を行った外国出身の学部段階  
3(2) の志願者のうち入学者の人数を数字でお答えください。  
(単一回答・有効回答 n=118)

入学者数区分	回答部署数	構成比(%)
0人	49	41.5
1~9人	39	33.1
10~99人	24	20.3
100人以上	6	5.1
合計(有効回答)	118	100.0

Q27- 令和5年度に貴部署で審査を担当した学部段階での外国出身の志願者の出  
3(3) 身国・地域として多かったものを、以下の中から3つまで選んでください。



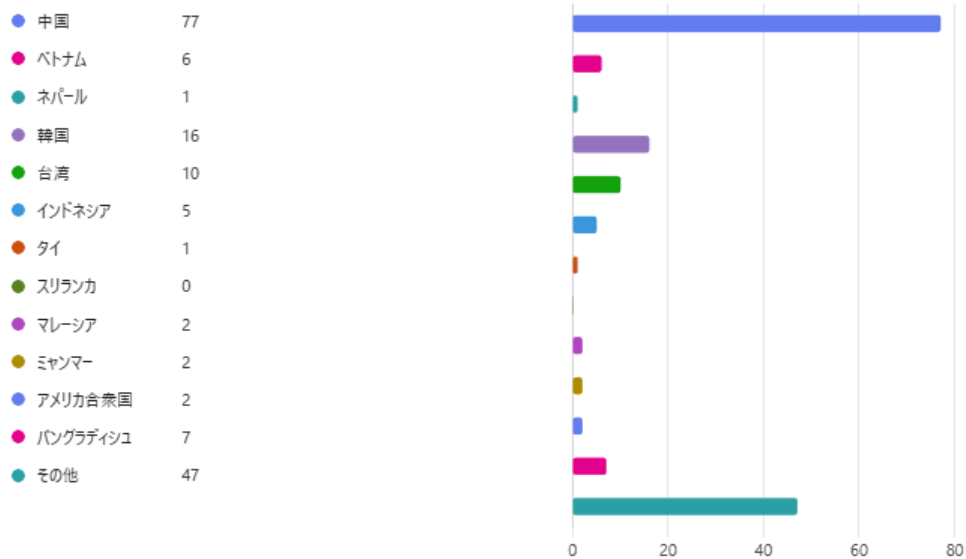
Q27- 令和5年度に、貴部署で審査(外部委託を含む)を行った外国出身の研究科段3(4)階の志願者数を数字でお答えください。  
(単一回答・有効回答 n=118)

志願者数区分	回答部署数	構成比(%)
0人	40	33.9
1~9人	41	34.7
10~99人	24	20.3
100人以上	13	11.0
合計(有効回答)	118	100.0

Q27- 令和5年度に、貴部署で審査(外部委託を含む)を行った外国出身の研究科段3(5)階の志願者のうち入学者の人数を数字でお答えください。  
(単一回答・有効回答 n=118)

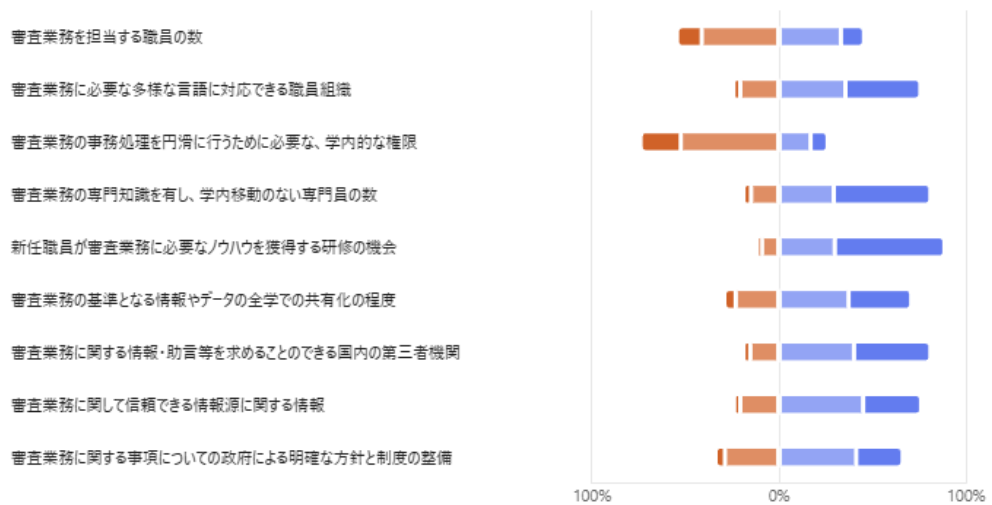
入学者数区分	回答部署数	構成比(%)
0人	52	44.1
1~9人	41	34.7
10~99人	23	19.5
100人以上	2	1.7
合計(有効回答)	118	100.0

Q27- 令和5年度に貴部署で審査を担当した研究科段階での外国出身の志願者の出身国・地域として多かったものを、以下の中から3つまで選んでください。



Q28 外国出身の志願者の入学資格審査を遂行する上での、貴部署の体制についてお教えてください

● 充分足りている ● まずまず足りている ● やや不足している ● まったく不足している



Q29 国内の第三者機関からの情報・助言・支援としては具体的にどのようなものが必要ですか。必要と思われるものをすべて選んでください。

(複数回答・有効回答 n=242)

選択肢	回答数	構成比(%)
ネット上での問い合わせ対応	203	83.9
電話による問い合わせ対応	172	71.1
世界の多くの国や地域の教育制度についての情報	180	74.4
個別の出願案件に対する法令に基づく助言	141	58.3
問い合わせに対する短い日数での回答	143	59.1
手数料が低廉であること	38	15.7
手数料が無料であること	150	62.0

他の教育機関で入学資格審査を行うスタッフとの情報交換の機会	66	27.3
その他	7	2.9

- Q30 外国出身の志願者の入学資格審査を通じて、課題として感じていることがあれば、機関レベル、行政レベルを問わずご自由にお書き下さい。  
(本項目への回答は【資料編】自由記述Ⅱを参照)

## 自由記述 I (Q24)

「外国出身の志願者の入学資格審査において、とりわけ困難をお感じになるケース、情報の得にくい出身国など、さしつかえのない範囲でご経験をお教えてください。」

近年、留学生数が増えているネパール、バングラデシュの卒業資格の確認は、極めて難しい。
ネパールの制度改正前後の学校の扱い。
中国
受験生の出身学校が、当該国の教育制度において正規の教育課程であるかどうかの確認が難しい。文部科学省では駐日の外国公館に問い合わせるようにアナウンスしているが、そもそも問い合わせ窓口がない、メールしても返事がこない、返事がきても2~3ヶ月後でこちらの要求する日時に回答は得られない。
海外の短期大学卒業者を編入学で受け入れる場合、国によって短期大学の定義や扱いが違い、受け入れが可能なのか判断が難しい。
高校レベルでは web 等でも情報を得られず、「そもそも存在しているのか」の確認すらできない。
証明書が本当に原本なのか、分かりにくいケースがある。また、特に中国は教育制度が日本と大きく異なっているため、学士に相当する課程なのかどうか証明書から読み取りにくく、在学年数の計算がしにくい、といった苦労がある。
志願者が外国において修了した学校教育の課程が、入学資格に必要な年数、正規のものであるかが分からない。
ミャンマー。内戦がおこったことが原因で、高等教育機関から成績証明などの発行をしてもらえないケースが 1 件ありました(現在対応中)。
証明書等が偽造かどうかまでは確認できないこと。
国・地域ごとに教育制度や 12 年の課程修了時に受検する試験の種類、成績の解釈が異なるため、都度情報を精査する必要があることに苦慮しています。
パキスタン、バングラデシュ、エジプト
ウズベキスタン
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本に滞在していながらアメリカの高校の卒業資格が得られるなど、教育施設の多様性に対する対応。</li> <li>・ 学校のウェブサイトのみではわかりづらく、文部科学省の手引きでは外国公館に確認するよう記載があるが、電話が繋がらない・担当者につながらない、対応を断られるなど困難が多い(アメリカ、ニュージーランド等)。</li> </ul>
必要書類の提出がなされない。提出書類の申請性が明確でないケースが多いが、確認する方法が難しい。
学位取得は確認しやすいが、卒業日や卒業見込に関しては証明書等で確認することが困難な場合がある。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ミャンマー</li> <li>・ 外国出身ではないが、日本人が海外留学で高校を卒業していると申告してきた際の確認(国や州をまたいで中学、高校を転々としているケース)</li> </ul>
同じ国の出身者でも、各教育課程の修業年限が相違していること。
国を問わず、高校の HP がないケースなどは大使館確認を行っている。
書類から必要情報を読み取ることに時間を要する、提出された書類から本当に必要な情報を抽出することが困難(本人の判断で必要か分からない書類を一緒に提出されてしまった場合)など
中国
英語圏以外

「外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者」を判断する際、既卒生(社会人)のため、既に卒業しており、フィリピンのように何年か前に 11 年の課程から 12 年の課程に変更になった国の場合、大使館に確認してもなかなか回答を得られない。
中国国内の学修歴で正規 12 年の課程を満たすかどうかについては非常に確認作業が煩雑である。例を挙げればきりが無いが、国際部の学生や、会考を受けていないのに卒業証書(教育部発行)を持っている学生など、様々な学生がおり、この学校が正規の学校だという一覧もなかなか信用にならないので、信用できる書類が何かなのも定かでない。また、件数が多く全件に対してチェックすることもできず非常に悩ましい状態である。
保証人の連絡先等の確認や外国での教育機関修了の証明書等の確認
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 志願者の日本語力が低く、コミュニケーションが難しい場合がある。</li> <li>・ 部署内に外国語(英語・中国語等)が堪能な職員が少ない。</li> <li>・ 基本的には志願者の提出した証書・証明書を信じて処理している状況であり、偽造している場合、それを見抜くことは難しいと考える。</li> <li>・ 基本的には中国・ベトナムからの志願者が多いが、志願者の少ない出身国は、その都度、文科省・外務省等の資料を参照したり、大使館に問い合わせたりと、対応に時間がかかる。</li> </ul>
各国によって教育制度、修業年限が異なること。
バングラデシュの H.S.C.試験の「地域別成績分布表」を検索することが困難な時がありました。
カナダは各州が Ministry of Education(教育省)を設置して管理しているため、州ごとに卒業要件を確認する必要がある。また、アルバータ州が高等学校の修了日を明記した書類の発行を行っておらず、修了日を確認できない。
モーリシャスなど、文科省 HP「世界の学校体系」に掲載のない国の教育制度等の確認が困難な場合がある。
日本で生まれ育った外国籍の方(17 歳)が韓国の Korean academic credit bank system により学士課程を修了見込みだとして大学院への出願資格を申請したケースでは、韓国大使館や日本の文部科学省に照会する等して、審査に時間がかかりました。
志願者が外国において卒業・修了した学校が当該国において正規のものであるかが不明であること各国の大使館等に問い合わせても、返信に時間がかかったり、返事をもらえなかったりする。
日本での 12 年の学校教育の課程が、外国だとどのように当てはまるのか、分からないことがある。
モンゴル、ミャンマー
アフリカや東南アジアの国、証明書等の真正性の確認(偽造の判断)ができない
専門性を持つ担当がおらず、毎回一つ一つの書類を確認する状況であり、煩雑となっている。
中国の高校出身者について、正規の教育課程にあてはまる学校か、情報収集が難しいと感じる。
中国志願者の提出する書類の信憑性の確認が出来ない
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ベトナム</li> <li>・ バカロレア</li> </ul>
アフリカ・南米などからの出願については、教育制度などの情報収集において困難な場合がある(最終的に大使館に照会する)、アフリカなどの物流インフラが整っていない国からの書類郵送は、場合によっては1か月以上かかるケースがある
非英語圏の国・地域や、Website に掲載された情報が極端に少ない国・地域からの志願者の入学資格審査において困難を感じる。
英語圏ではない国

中国
志願者本人から提出される書類の偽装。いろいろな理由をつけて成績証明機関から証明書を発行できないというケースがあるが、確認すると発行できないことはない。中国などはCHSIがあるが、これが多国に広がるとなると確認業務が膨大になる。
教育制度がよくわからない。
大使館等に連絡しても言語が通じない、こちらの問い合わせ内容が理解してもらっているか分からない。
世界の国や地域の教育制度に関する情報の入手方法が分からず、外国において修了した学校教育の過程が出願資格に必要な年数を満たしているかを確認することが難しい。
教育課程が12年間か、最終学歴が日本の高校と同程度か、本当に大学入試の出願資格を満たしているのかわからないときがある。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該国の政情により、大学が閉鎖され、在籍や単位取得・卒業証明ができない国からの受入れにあたっての対応(ミャンマー2023年時)。</li> <li>・ 複数機関における単位取得の正当性の確認。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中国の高校の「国際部」「職業系学校」の認証状況の確認、実存性の検証</li> <li>・ 各国・地域のホームスクーリングに対する、中等教育課程との同等性の確認、実存性の検証</li> <li>・ 出願が多くない国からの出願があるケース。出願者が少ないため、ノウハウの蓄積も遅い。</li> </ul>
困難ではないですが、昨年度ミャンマー出身の方が軍事クーデターの影響で出身大学の各種証明書の発行に時間がかかることがあり、困惑した記憶があります。
ミャンマー／卒業証明書、在籍証明書等の書類を求めても「国内情勢により発行できない」と言われる。
中国: 証明書に誤りが多く、また学校の種類が非常に多く中国の法令に基づく正規の教育が不明。 香港: 証明書に氏名と香港IDがあるのみで生年月日がなく本人の特定ができない。 台湾: 証明書に生年月日がなく本人の特定ができない。 アメリカ: 大使館が協力してくれない。 マレーシア: 中華系の学校が多く正規か大使館に確認しないといけない。
ミャンマー、中国(偽造)
中東などは文字が読めず苦労している。
中国
中国、バングラデシュ
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国による教育課程の違い</li> <li>・ 同国内における異なる民族による教育課程の違い</li> </ul>
提出物の回収が悪い
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査業務自体ではないが、入学資格の根拠となる文部科学省の通知が入試の準備期間に来る場合があり、対応が難しい。</li> <li>・ 志願者本人に連絡がつかない場合がある。</li> </ul>
アフリカ諸国
(1)出願書類を証明書の形で提出できない(学位記しかない)と志願者から言われるケースがある。 (2)デジタル発行の証明書(卒業・成績)の取り扱いが大学全体で決まっていない。 (3)卒業見込み者の成績証明書が先方大学の都合で発行されない。 (4)初等教育での飛び級の証明など。
特に中国の高校において、多種多様な高校が存在しているため、正規の課程であるか否かの判定に非常に苦慮している。また、同じ高校の名称を冠していても国際部のみは正規の課

程でないケースもあり、一大学による調査では限界を感じる。第三国との連携課程が増えて いることも困難さに拍車をかけている。
証明書類の真偽判断が困難
中国の中等教育機関の種類が複雑であり、出願資格の有無を判断する上で、志願者出身校 の情報を得るのに困難を感じる場合があります。
インド:地域によって卒業と学位記授与のタイミングのズレがある。
アフリカ大陸の国と地域で教育を受けた志願者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身元調査が必要な学生(=日本への渡航を控えている)に関して、特定の国(イラン、スー ダン、等)において対応できない</li> <li>・ インドやアフリカ出身の学生の身元調査につきましても、出身大学との連携がうまくでき ず在籍確認に時間を要したり確認ができない</li> <li>・ 国によって成績証明書のフォーマットがかなり異なり、受講した全科目の成績が含まれて いない</li> </ul>
当该国における正規の教育課程であるかの確認に時間を要することが多い。(駐日大使館 に照会をした際、返答が得られないケースがある。)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 書類の真正性</li> <li>・ 志願者の出身校が当該国の法律に基づいて設定されたかどうかの情報源と確認方</li> <li>・ 当該国の正式な教育課程と異なるカリキュラムを実施している場合の入学資格判定</li> </ul>
外国の出身学校等についてインターネット検索した際に、結果が表示されない場合、確認が 困難であると感じる。
<p>本学においては情報を得にくい出身国という点では中国が当てはまる。 文科省からは駐日大使館に連絡して確認するよう指示があるが、中国の駐日大使館は連絡 が繋がらないケースが多いため。</p> <p>また、困難と感じるケースとしては、当該国において、正規の学校教育における 12 年の過 程を修了しているかどうかの確認や、日本のように各国において「高校一覧」となるものが ないため、当該国において正規の学校教育なのかどうか(特にインターナショナルスクール) が当てはまる。</p>
中国
当該国の大使館や関係機関に問い合わせても返信をいただけない場合や WEB 上で確認 できる情報が少ない場合(あるいは得られた情報の真偽が確認できない場合)。
同じ国でも教育課程が 11 年だったり 12 年だったりするケース
インド・ネパール出身者は卒業・修了時に交付される書類(学位記・成績証明)のみで、別途卒 業証明書・成績証明書が発行されない。
正規教育課程が 12 年未満の国や、高校卒業証明にあたり国や教育省が指定している大学 入学試験・高校卒業試験結果が提出された場合に、12 年間の教育課程を修了しているとみ なしてよいか判断に迷います。
出願資格審査ではなく出願受付の事例となるが、ミャンマー出身者について、国内の情勢が 不安定なため、出願書類の取り寄せに多くの時間を要するケースがある。

## 自由記述Ⅱ (Q30)

「外国出身の志願者の入学資格審査を通じて、課題として感じていることがあれば、機関レベル、行政レベルを問わずご自由にお書き下さい。」

早く NIC-Japan に個別の外国出身の志願者に関する資格承認の審査補助サービスを開始してほしいです。
早く NIC-Japan に法令を変えて、個別の資格審査、または、大学が行う資格審査を支援する機能を持たせてほしいです。
私費外国人留学生の志願者がほぼ 0 の状況であり、あまり対応するためのノウハウがないことが本学における課題となっている。
個別の入学資格審査の申し出があった際に、出身国や様々な学習体系により、志願者にどのような書類を提出させるべきか、また、提出された書類を基に、本学の入学資格を満たしているのか、判断が難しい。
日本語能力を評価するための日本語能力試験、日本留学試験の実施頻度が少ないため、留学生を学生募集に接続させるににくいこと。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提出する証明書類は「原本」を求めているが、オンラインで出力できる国も多く、コピーとの判別ができない。</li> <li>・ 卒業証明書を発行していない国(アメリカ等)の扱いに困る。</li> <li>・ 「高校卒業」と「大学入学資格」が別の国が相当数あり、判断に迷う。</li> <li>・ 当該国の教育制度によらないインターナショナルスクールが多数あり、判断に迷う。</li> <li>・ 証明書が簡単に偽造できそうな国がある。</li> </ul> <p>例えば中国は卒業証書は写真、国民 ID が記載されており、信ぴょう性が高いが、卒業証明書は手作りレベルになる学校も多い。卒業証書のコピーで資格審査ができれば負担が少なくなるが、そのようなことを行っている事例がない。</p>
本学では全ての出願書類を日本語で提出させている。本学の教育プログラムにおいて高い日本語能力が必要であることが理由だが、国際化の推進といった観点からは、このことが障壁となっている。
①提出書類が偽造されたものかは判断できないため、信じるしかない。 ②志願者が外国において修了した学校教育の課程が、入学資格に必要な年数、正規のものであるかが分からないため、信じるしかない。
中国の CHSI が発行する学歴認証報告書以外では証明書類の信ぴょう性が落ちる点。
証明書類の電子化への対応(特に真正性の確認)
専門とする職員がおらず、本学での実績(手探り状態で対応している)しか情報がなく、確認方法や判断基準に不安なところがある。大学入試センターや他大学の事例を参照できるとありがたい。
デジタル技術が高度化した現下、真に公正な入学者選抜の実現には、志願者の提出する証明書類の真正性を確実に証明できる事務処理関連のデータ技術の確立と現場へ向けたその技術の普及が望まれます。
入学審査において、同等以上の学力があると認められる等の大学が個別で判断する時間があった際に、苦慮している。
本人に不利益にならないことと真正性を確保することをきちんと両立させられているか不安に感じる人が多い。
確認する機関がそれぞれ異なるため、一律で入学審査を受けてくれる国の機関があるとよい。

<p>本人の証言と証明書の事実に相違があり、さらに証明書の真贋すら疑義があるような状態で、出願資格の正当性を判断するということに無理があると感じている。12年の正規課程の学修で出願資格の有無を判断することに限界があるのではないか。最も「18歳以上で大学が適当として認めた者」だと判断してしまえばいいのではあるが…</p>
<p>外国人入試に必要な審査方法や書類等があるので、そのノウハウを伝授できる人材や研鑽が乏しい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部研修等を受けたことがなく、そのような研修が実施されているのかどうかの情報もない。</li> <li>・ 出願資格審査に関する研修があるのであれば、参加したい。</li> <li>・ 学内で引き継がれている情報が古かったり、最新の情報があれば入手し、より正確な認定審査を実施したい。</li> </ul>
<p>国によって、教育年数が違っていたりする為、出願資格をクリアしているのか慎重に調べる必要がありました。また、例えばアメリカのGED(高卒認定試験)、A-levelを自宅で勉強している生徒さんのお問合せが年に数件あります。出願資格はあるのですが、出願書類全てを提出出来ない場合があります。提出出来ない書類は、卒業証明書、成績証明書が挙げられます。よって出願書類提出前の「出願資格」の確認することが難しい場合があります。</p>
<p>申請期間内に入学資格審査を受ける志願者が少ない。日本の大学へ入学する際は、出願前の早い時期に入学資格審査を受ける必要があることを、外国出身の志願者により周知していく必要がある。</p>
<p>大使館に問い合わせても回答がなかったり、たらい回し(在日大使館→在外公館→文科省など)にされたりすることがある。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去の前例が少ない出身国の志願者の出願書類確認に時間を要する。</li> <li>・ 海外在住者からの出願書類の郵送に時間を要する。</li> </ul>
<p>外国の正規の学校教育であるかどうかを調べて判断するのに、膨大な時間を要することと、加えて、【Q24の回答】で記載したこと。</p>
<p>本学は出願書類の提出の際、外国語で作成されている書類については、公的機関や民間の翻訳会社等が発行する日本語訳も合わせて提出していただいている。その翻訳までの案内を受験生に積極的に行ってほしい。</p>
<p>今後も様々な国の出身者から出願の可能性があるので、国ごとの学校系統図がまとまった資料があるとありがたい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ できる限り入学資格審査に必要な情報収集をし、確認する努力をしているが、限られたリソースの中で行う業務に困難を覚えている。(特にマイナーな国の場合)。</li> <li>・ 大使館等に問い合わせても、入学資格審査に必要な十分な情報を得られないことがある。</li> <li>・ 文科省等が主導して、入学資格審査を行ってほしい。あるいは、入学を希望する外国人の方から提出された証明書等から、各国の教育制度のどの課程に該当するか判断できるような情報の公開をしてほしい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 英語運用能力</li> <li>・ 在留資格などの外国人留学生を受け入れるための知識</li> </ul>
<p>文部科学省が発行する通知等の文書において、外国の教育制度に関する記載(例:外国の学校の課程の名称等)がカタカナで表記されること。志願者に対し正確に伝えることが難しいため、現地の言葉およびその英訳で表記していただきたい。</p>
<p>本学では日本の高等学校卒業であることを要件としており、現時点では特に課題は感じておりませんが、今後、外国出身の志願者を受け入れる体制を構築する際には、さまざまな課題が生じると予測されます。入学資格審査のガイドライン等、各大学の情報共有をしていただける機会があれば幸いです。</p>

<p>各大学が個別に確認するには限界があります。外国籍の志願者を正しく入学させるためには、一括して入学資格審査をしていただける機関があるとよい。手数料は無料で尚よいですが、低廉であれば有料でも構わないと考えます。</p>
<p>外国の教育制度に関する情報の不足。</p>
<p>【〇〇大学△△学部】は外国人留学生の入学志願者があまりおらず(年によっては0人)経験が不足しております。たまに出願者の書類で不明点があると、とても慌てることがあります。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>◆入学資格判定上の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文部科学省の定める「大学入学資格」は、(学部入学の場合)原則として12年間の中等教育課程の修了を判定根拠とするインプット型の課程年数主義に依るため、評価対象となる外国学習歴が「母国において大学入学資格を満たすか(同等性・接続性)」を検証する視点に乏しい傾向が認められ、場合によって、大学による外国学習歴の同等性、公平性の判断を困難なものにしている。例えば大学入学資格第11条は、WASC、CIS、ACSI、NEASC、Cognia、COBIS 以外の評価団体が認定する学校に、いかなる実質的な相違があるのか、文部科学省から対外的な説明はなく、大学は志願者・学校関係者に対しての説明に窮している。</li> <li>・ 大学入学資格第3条「外国において学校教育における12年の課程を修了した者」は、慣例上、「A国においてA国の学校教育を修了」する意味であるため、A国に所在する学校が、B国の法令に基づく教育を展開する場合(オフショアプログラムなど)、第3条は適用外となる。学習成果の同等性に判断軸を置かならば、教育機関の立地を問わず、同一のアウトカムに対しては等しく大学入学資格が承認されるべきではないか？</li> <li>・ 上記のような状況は、公平性の原則に基づき「実質的な相違があることが明らかである場合」を除き、「自国の各高等教育課程を受講することができるよう」道を拓くことが明記されている「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約(東京規約)」とは相反するものである。</li> </ul> <p>◆FCE 業務／体制にかかる課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本には、FCE のレファレンス・ポイントとなるべき、ナショナルレベルの機関や情報源が存在せず、約800の大学が、依拠すべき判断軸が曖昧なまま、迷いながら、個々の経験則に基づき FCE を実施しており、依然として組織横断的なクオリティコントロールや、ナショナルレベルでの知の集約は行われていない。「オール日本」としてみた場合、このロスは甚大であり、文部科学省ないしは NIC-Japan による積極的な介入ならびに日本版 NQF の設定が強く望まれる。UNESCO の ISCED では対応しきれないケースもある。</li> </ul> <p>(留学生受入先進国の例)</p> <p>豪州:日本と同様、FCE は各大学に一任されており教育省や Qualifications Recognition Policy (QRP)による評定代行は行われていないものの、QRP は FCE に必要となるデータベースの整備・有償公開や、FCE 担当者向けの研修機会を提供している。</p> <p>英国:UK Enic(Ecctis)がデータベースの整備・有償公開、研修の提供、そして有償での FCE 代行支援も行っている。</p>

米国：民間の FCE 専門機関、ならびに専門職業団体を軸に FCE が発展している。

- ・ UK Enic のスタッフの平均勤続年数は 6～7 年と聞く。また、FCE の遂行にあたっては英語 + @ の多言語運用能力も必須である。このような事情を踏まえれば、定期的な人事異動がある日本の大学職員が、ジェネラリスト型の育成環境の中で FCE を安定的に遂行することは相当以上の困難を伴う。一定数以上の外国人留学生を募集する日本の大学が安定的・高質的な FCE を目指すには、大学の外の力に頼らざるを得ないが、現状において、文部科学省や NIC-Japan は、大学が抱える FCE の個別相談に応じる体制にはない。例えば、カナダでは州政府が認定する FCE 専門機関が Alliance of Credential Evaluation Services of Canada (ACESC) を結成し、大学の支援を展開している。我が国においても、このような政府による外部機関の認定制度が打開策となり得ないか。
- ・ 誠に遺憾ながら、大学組織の中においても、FCE の重要性・複雑性に対する理解が十分に進んでいるとは言い難い。とりわけ国際部門とは縁遠い部署、現場と離れた経営層になると、その傾向は顕著になる。厳格な FCE の遂行には高度専門人材の育成が必要であること、そのためには相応のコスト(ヒト、カネ)がかかること、しかし、個々の大学によるそれら努力の集積が日本の高等教育の信頼を守ることに繋がることを、大学の中で FCE に直面する教職員だけでなく、文部科学省や NIC-Japan など政府機関からも発信していただき、大学のコンセンサス形成に向けた働きかけを行ってもらえることが望ましい。
- ・ 従来大学の国際業務の研修は、国際“交流”業務(交換留学生の派遣・受入、受入留学生の在学中の支援等)にフォーカスしたものが多く印象があるが、正規留学生受入れに向けて最も切実な国際アドミッションやとりわけ FCE 業務における初任者～アドバンスレベルの研修機会の拡充も望まれる。

本学の学問系統的に、外国人出身の志願者が少ないことが課題に感じている

「GPA 等確認に際し、当該国の教育制度の理解が必要な点」は課題と考えます。

業務内容に精通していて、かつ、語学力にも多言語を理解できる能力を持ち合わせる必要があると感じる。また留学生と交流するためにはグローバルな価値観を持ち合わせておく必要もあると感じる。

#### 【機関レベル】

- ・ 専門知識を持った職員が少ない。
- ・ 専門知識を持った教員も少ない。
- ・ 当然資格審査に関わる委員会も存在しない。

#### 【行政レベル】

- ・ 各国地域の教育制度や証明書の真正性の確認方法について詳しく解説してほしい。既に文部科学省から国地域ごとの専用解説 HP が用意されているが、内容の充実をお願いしたいほか、当該国地域の証明書の特徴やサンプル、利用できるオンライン検証サービスなども掲載、案内してほしい。
- ・ 大学だけでなく日本語学校にも指導してほしい。学力レベルについて自己申告としている日本語学校もあり、「中国の国際高校を(無条件で)認めてほしい」「ミャンマーの 11 年卒を(無条件で)認めてほしい、ほかの大学は認めてますよ」と依頼されることもしばしば。実際には出願資格がないのに、日本語学校でしっかり確認せず、来日してから日本語学校で大学進学の手続きを受け、本人は当然大学を受験できると信じているところを、

<p>いざ出願となって資格なしで不受理になればショックは大きいであろう。今、大学だけが指導を受ける一方、日本語学校は根拠もなく出願資格を主張し、大学と対峙することも散見されるため、例えば上述の中国の国際高校を受け入れるなら中国の法令に基づく正規の教育を行っているか、ミャンマーの11年卒を受け入れるならアテタン・アスイン・ピンニャーイーの課程かどうかなどをしっかり確認するよう文部科学省から指導してほしい。</p>
<p>出願資格に関しては、入国等の段階で一元管理していただくことを希望します。もしくは、出願資格の有無を審査する機関やシステムの構築が望まれる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国によっては休みが長く、証明書の発行等が間に合わないケースがある。</li> <li>・ 政情不安な国では書類が揃わないケースがある。</li> <li>・ 原本確認できる場所が多くあればありがたい。</li> </ul>
<p>中国の大学の卒業証明書で学位が確認できないケース</p>
<p>そもそも専任する職員がおらず、異動のたびに全くの未経験の職員が担当している。</p>
<p>出願する前の資格の調査を問われているが、出願後にも資格があるか確認が必要なため、外国人志願者全般に関する課題であると調査回答しました。日本もCHSIのように学位や成績を認証できる機関が早くできると良いと感じている。</p>
<p>入学資格審査は年々困難さを増しているが、大学によっても課題認識やどこまで厳密に審査しているかはばらつきがあるように思う。大学全体、あるいは行政レベルで認識を合わせるような取り組みが必要ではないか。また、受験生にとっては、文部科学省の現行の大学入学資格は非常に難解で、出願後に入学資格がないことが発覚するなど不利益を被るケースが多いと想像する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各国の教育制度を理解することが困難。</li> <li>・ 提出書類の真偽を判断することが困難。</li> </ul>
<p>本学において、入学(出願)資格審査とは、入学(出願)資格で定義している大学卒業等の要件に該当しない場合で、研究歴等を独自に審査し入学(出願)資格の有無を審査することを指す。</p>
<p>出願者から提出される書類が整っていない、情報が足りないケースがある(例:成績証明書が一年分抜けている、等)</p>
<p>学内的な課題ではありますが、部署異動により出願審査担当者が数年単位で変わるため、ノウハウの引継ぎに苦労しています。その意味でも、各国の教育制度の最新情報を入手できるサイトや助言・支援窓口があると有難く存じます。</p>
<p>大学として多様な業務がある中で、各担当者が世界各国の状況を把握し入学資格審査に精通することは難しい。国として方針の明示や研修資料の提示等をしていただければと思います。</p> <p>なお「入学資格審査」自体は件数が多いわけではないが、その前段階の問い合わせが比較的多い状況である。</p>
<p>情報の共有と蓄積。他大学で認めている海外の高校・大学の一覧を文部科学省でとりまとめ、「高校一覧」のようなものを作成していただけると大変助かります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入学資格の確認は時間がかかるケースが多いが、国際化の進展に伴い志願者の学習歴等も多様化しており、文部科学省の「大学入学資格ガイド」やWEB上の情報から判断できないケースが増えてきている。</li> <li>・ 入学資格の有無の判断が困難な場合、当該国の大使館や関係機関へ問い合わせることがあるが、回答をいただけないケースもあり、大使館や関係機関との連携も課題と感じている。</li> <li>・ 入学資格や日本国外の教育制度等に関する情報を収集し、部署内で共有しているが、志願者が少ない(あるいは志願者がいなかった)国や地域の場合、過去に収集した情報が古くなっているケースもあり、定期的にアップデートすることが非常に難しい。これに関</li> </ul>

連して、今年度、文部科学省の「大学入学資格ガイド」が 5 年ぶりに更新されたことは大変ありがたいことではあるが、今後も定期的(毎年度が望ましい)に更新を行っていただきたい。また、同省 HP 内にある「世界の学校体系」も定期的に更新していただくか、あるいはそれに代わるデータベースのようなもの(利用料やライセンス料が不要なもの)があると、情報収集を含め、入学資格の確認に係る作業の効率化が可能になると考える。

蓄積した知識や経験の引継ぎ

## 各高等教育システムにおける FCE 関連情報提供機関

### 政府・民間機関

機関略称	所在地	管轄	機関名称(フル・スペル)	URL
AACRAO	米国	協会	American Association of Collegiate Registrars and Admissions Officers	<a href="https://www.aacrao.org/">https://www.aacrao.org/</a>
CSSD	中国	政府	Center for Student Services and Development	<a href="https://www.chsi.com.cn/en/aboutus/index.jsp">https://www.chsi.com.cn/en/aboutus/index.jsp</a>
DDVS, MOE	台湾	政府	Digital Diploma Verification System, Ministry of Education	<a href="https://dcert.moe.gov.tw/upload">https://dcert.moe.gov.tw/upload</a>
HKCAAVQ	香港	政府	Hong Kong Council for Accreditation of Academic and Vocational Qualifications (香港學術及職業資歷評審局)	<a href="https://iportal.hkcaavq.edu.hk/">https://iportal.hkcaavq.edu.hk/</a>
KARIC	韓国	政府	Korea Academic Recognition Information Center	<a href="https://www.karic.kr/index.do?lang=eng">https://www.karic.kr/index.do?lang=eng</a>
NIC-Japan	日本	政府	National Information Center for Academic Recognition Japan (高等教育資格承認情報センター)	<a href="https://www.nicjp.niad.ac.jp/">https://www.nicjp.niad.ac.jp/</a>
NUFFIC	オランダ	政府	Netherlands Universities Foundation for International Cooperation	<a href="https://www.nuffic.nl/en">https://www.nuffic.nl/en</a>
UK ENIC (旧 UK-NARIC)	英国	政府	UK National Information Centre	<a href="https://www.enic.org.uk/?trk=public_post_share-update_update-text">https://www.enic.org.uk/?trk=public_post_share-update_update-text</a>
VN-NARIC	ベトナム	政府	Vietnam National Academic Recognition Information Centre	<a href="http://en.naric.edu.vn/">http://en.naric.edu.vn/</a>
WES	北米(米国 カナダ)	民間	World Education Services	<a href="https://www.wes.org/">https://www.wes.org/</a>

### 国際機関

TAICEP	国際	協会	Association for International Credential Evaluation Professionals	<a href="https://www.taicep.org/taiceporgwp/">https://www.taicep.org/taiceporgwp/</a>
--------	----	----	---	---

NIC-Japan のウェブサイトにも、同様の機関情報を「役に立つサイトへのリンク」として掲載している。

<https://www.nicjp.niad.ac.jp/foreign-system/links/index.html>

外国での学習歴を有する者(外国出身志願者)の出願資格審査  
(FCE)に関する調査結果報告書(最終版)

2026年3月31日

編集

独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構 研究開発部

堀田泰司・森利枝